調布市国土強靱化地域計画

令和3年3月

調布市

調布市国土強靱化地域計画

はじめに

わが国は、これまで地震や台風など、度重なる大災害を経験し、その教訓から様々な防災・減災対策を講じてきました。

阪神・淡路大震災では、建築物等の倒壊や市街地での延焼火災などにより、大勢の 方が犠牲になりました。都市の脆弱性を目の当たりにして、耐震化や防火対策ととも に防災・減災に向けた自助・共助の大切さを学びました。

東日本大震災では、地震に伴う大規模津波により多くの尊い命が奪われました。避難所生活の長期化やサプライチェーンの寸断など影響は広範囲にわたり、本市でも帰宅困難者の受入れや計画停電への対応など、ハード対策とともに避難所機能の向上や防災教育などソフト対策の重要性を認識しました。

現在,首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性が極めて高くなりつつあると予測されています。また,地球規模での気候変動に伴い,全国的にこれまで経験したことのない異常気象や風水害が相次いで発生しており,広域な範囲に甚大な被害をもたらしています。

そのような中、平成25年12月、東日本大震災の教訓及び自然災害の激甚化・頻発化などの状況を踏まえ「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。これに基づき、国は平成26年に「国土強靱化基本計画」を、東京都は平成28年に「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

本市においては、これまで、市政の第一の責務である市民の安全・安心の確保を基本として様々な防災・減災対策を推進してきました。しかしながら、令和元年台風第19号では、市内でも浸水等による被害が発生する状況となりました。市制施行以来初となる避難勧告を発令する中で見えてきた課題もあり、避難所開設や情報伝達などの検証とともに、水害への備えを含めた災害対策に鋭意取り組んでいるところです。さらに、現在、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、私たちが直面する新たな危機であり、その対応は喫緊の課題であります。

こうした状況を背景に、市では、本年度、国土強靱化基本法及び東京都国土強靱化 地域計画に基づき、調布市の強靱化に係る施策を着実に進めていくための指針として、 「調布市国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後,本計画に基づき,大規模な自然災害が発生しても,市民及び社会・経済に致命的な被害をもたらすことなく市民の安全・安心が確保できるよう,平時から,市民の皆様,国や東京都,関係団体や民間事業者など,組織横断的な連携・協力のもと,災害に強いまちづくりに全力で取り組んでまいります。

令和3年3月 調布市長 長友 貴樹

目次

第1章	総則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	新 計画策定の趣旨等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 1
1	計画策定の趣旨・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	他の計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	調布市の強靱化の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6	策定プロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	f 強靱化の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	本市の特性,課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	強靱化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	強靱化の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	f 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	国土強靱化を推進する上での基本的な方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	進捗管理 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	脆弱性評価及び強靱化を推進する対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	^危 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	脆弱性評価とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	評価の前提となる事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	評価の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
	脆弱性評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
	⁶ 強靱化を推進する対策・・・・・・・・・・・・31
	①】推進方針に関連する基本計画の施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
【参考②	②】施策に連動する主な個別計画一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

【用語の定義】

用語	定義		
#*- ** -> *	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化		
基本法	基本法(平成 25 年法律第 95 号)		
国計画 国土強靱化基本計画(平成30年12月改定)			
都計画	東京都国土強靱化地域計画(平成 28 年 1 月策定)		
本計画 調布市国土強靱化地域計画			
市基本計画	調布市基本計画		
行革プラン	市基本計画(後期)第4編 計画を推進するために(行革プラン 2019)		
市防災計画	調布市地域防災計画		

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨・位置付け

市はこれまで「調布市基本計画」(以下「市基本計画」という。) や「調布市地域防災計画」 (以下「市防災計画」という。) 等に基づき様々な防災・減災対策の取組を推進してきており、 令和2年度には、近年の災害等に係る教訓を含め、風水害対策等の一層の強化を図るため、地 域防災計画を修正したところである。

更なる防災・減災の取組の推進を図り、様々な自然災害から市民を守るため、調布市の防災上の課題やリスク等を明らかにした上で、財源の確保などにも取り組みながら、課題等の克服に向けた施策を着実に進めていくための指針として、国土強靱化基本法(※)に基づき、「調布市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

(※) 国土強靱化基本法について

平成 25 年 12 月,東日本大震災の教訓を踏まえ「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行された。

本計画の策定根拠については、第4条及び第13条に次のとおり定められている。

(第4条) 地方公共団体は、国土強靱化の基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

(第13条) 地方公共団体は、国土強靱化地域計画を定めることができる。

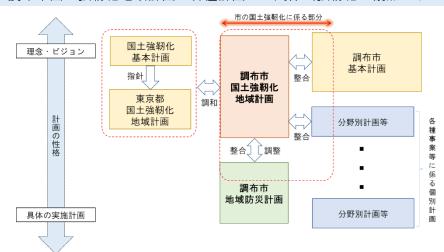
2 他の計画との関係

(1)国・都の計画との関係

大規模な自然災害が発生しても、市民及び社会・経済が致命的な被害を負わない「強さ」と、被災後も速やかに回復することができる「しなやかさ(靱やかさ)」を併せ持った強靱なまちづくりを推進するため、国土強靱化基本計画(平成30年12月改定。以下「国計画」という。)、東京都国土強靱化地域計画(平成28年1月策定。以下「都計画」という。)を踏まえて、本計画を策定する。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、今後の防災施策の方向性を明らかにするとともに、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市基本計画のほか市防災計画をはじめとする防災に係る既存計画と、これらの既存計画に基づく具体的な取組の指針となるべきものである(図表1)。



図表 1 調布市国土強靱化地域計画と各種計画との関係(強靱化の観点からのイメージ)

(3) 地域防災計画との関係

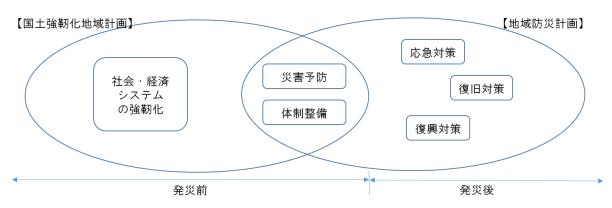
国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係について、主な特徴、対象リスク、対象フェーズ、根拠法について対比すると図表 2 のとおりである。

地域防災計画が災害対策基本法を根拠法として災害の種類(震災,風水害)ごとに発災時・ 発災後の組織体制や対策を定めるのに対し,国土強靱化地域計画は,国土強靱化基本法を根 拠法とし,自然災害全般を対象として「起きてはならない最悪の事態」(第2章第1節2(3)) を回避するため発災前(平常時)に実施する施策を定めるものである。

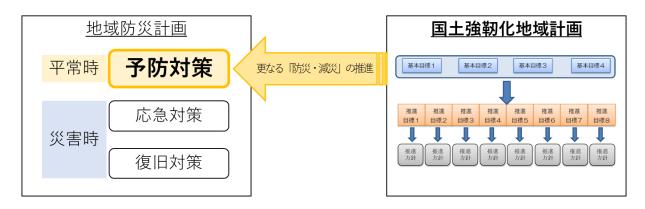
国土強靱化地域計画は,災害予防及び体制整備において地域防災計画と共通する部分を持ちながらも,特に,発災前における社会・経済システムの強靱化を図るものである。

区分	国土強靭化地域計画	地域防災計画
主な特徴	強靭なまちづくりのための方向性を示す計画(平時における施策を位置付ける)	主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担,経過時間ごとの取組など,総合的な防災対策を取りまとめた計画
主な対象リスク	地域で想定される自然災害全般(地震, 地震火災,局地的な大雨等)	災害の種類ごと(震災,風水害)
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法

図表 2 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係



地域防災計画との整合・調整



3 調布市の強靱化の意義

(1) 事前の取組で被害を縮小

多様な大規模自然災害で想定されるリスクを特定し、脆弱性評価をとおして、起きてはならない最悪の事態に対する課題や対策が明確になるとともに、総合的な防災・減災対策を事前に実施することで地域を強靱化し、大規模自然災害による被害を小さくすることで、より迅速な災害復旧・復興につながる。

(2) 施策・事業のスムーズな進捗

施策の推進方針や優先順位等を明らかにすることで、国土強靱化に係る施策や事業のより 効果的・効率的な進捗につながる。また、関係府省庁所管の交付金・補助金による支援を活 用することで、国土強靱化の取組の一層の促進が図られる。

(3) 地域の持続的な成長 (安全・安心の確保による地域活性化)

地域の防災力と災害対応力が高まることで,地域の安全・安心感が高まり,地域の持続的な成長・発展につながる。

【参考】SDGs¹達成に向けた取組

本計画は、市基本計画で定める 31 施策とSDGsの17の目標との関係性を踏まえ、特に下記項目の達成を目指す。

- ・SDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」 (持続可能な都市)包摂的で安全かつ強靱 (レジリエンス)で持続可能な都市及び人間 居住を実現する
- ・SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」 (気候変動)気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ・SDGs目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」 (実施手段)持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

図表 3 本計画で目指す SDG s 目標

SUSTAINABLE GALS







¹ SDGs (Sustainable Development Goals) について

SDGsとは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標である。2016年から2030年までの間に達成すべき17のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されている。

日本では、平成28 (2016) 年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められている。

4 計画の期間

本計画においては、計画期間の設定は行わず、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、 必要に応じて見直しを行うものとする。なお、国の基本計画においては、概ね5年ごとに見直 すこととされている。

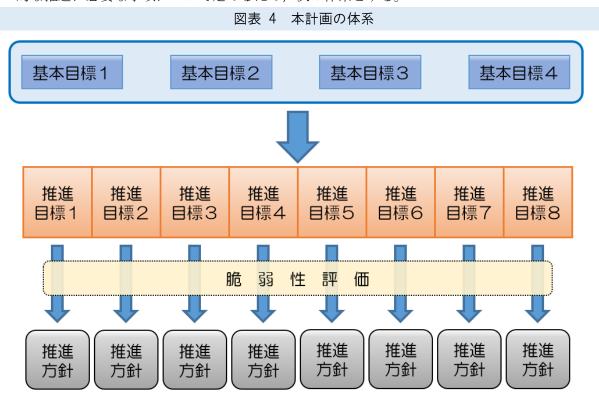
市は、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までの4年間を計画期間とする市基本計画を策定している。市基本計画と国土強靱化地域計画は、どちらも理念・ビジョン、指針性を有し、施策をとおして進捗管理を同時に行うことができるなどの共通点がある。また、防災・減災対策の取組を推進するうえで、市防災計画と本計画の整合・調整は重要である。

こうしたことから、 次期の市基本計画の策定及び市防災計画の修正等の際には、本計画の見直しを検討することとする。加えて、市基本計画と本計画との整合及び施策の連動性を高めるための手法について検討・調整を進める。

なお、大きく社会経済状況等が変化する場合には、必要に応じて計画の見直しを図るものとする。

5 計画の体系

本計画は、国計画及び都計画(平成28年1月策定)との調和を保ち、本市の強靱化を推進する上で対象とする施策分野、当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的・計画的な推進に必要な事項について定めるため、次の体系とする。



4つの基本目標については第2節2(1),8つの推進目標については第2節2(2),推進方針については第2節3,脆弱性評価については第2章第1節にそれぞれ定める。

6 策定プロセス

強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、地域計画の策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第7版:令和2年6月)」を参考に、下図の5つのステップ(手順)により本計画を策定する。

図表 5 策定プロセス

STEP1 地域を強靭化す るうえでの目標 の設定	STEP2 リスクシナリオ (最悪の事態), 強靭化施策分野 の設定	STEP3 脆弱性の分析・ 評価,課題の検 討	STEP4 リスクへの対応 方策の検討	STEP5 対応方策につい て重点化・優先 順位付け
都地域計画に定め	都地域計画に定め	各課に施策調査を	STEP3で抽出した	重要性・緊急度を
られた目標を基に	られた目標を基に	行い, リスクシナ	課題を基に今後必	考慮し、STEP4の
調布市の目標を設	リスクシナリオ,	リオごとに課題を	要となる対応方策	対応方策を順位付
定	施策分野を設定	抽出	を検討	け

第2節 強靱化の基本的考え方

本節では、本市の特性と課題を踏まえ、強靱化の目標と推進方針を定める。

1 本市の特性、課題

(1)調布市を取り巻く災害等の概況

平成17年9月4日には、入間川流域において、最大時間雨量89 mm、総雨量178 mmの集中豪雨が発生し、床上浸水55棟、床下浸水41棟の被害が生じた。

平成23年8月26日には,集中豪雨により,床上浸水6棟,床下浸水10棟の他,雨水枡から汚物噴出2棟,マンホールから噴出1件,ガレージ浸水1棟の被害が生じた。

平成 26 年 6 月 24 日には、調布市及び三鷹市の一部地域に大量の降雨や降ひょうがあり、路面に落ちた木の葉やひょう塊によって排水溝が詰まったことで道路冠水が発生したことなどにより、被害の拡大を招いた。調布市内における被害状況は、東つつじケ丘、西つつじケ丘、仙川町、柴崎、緑ヶ丘、深大寺東町、深大寺北町、若葉町において、床上浸水 20 棟、床下浸水 14 棟、道路冠水 4 件、ひょうの堆積 2 件であった。

令和元年 10 月 12 日には、台風 19 号により染地地域を中心に 246 棟に及ぶ浸水等被害が発生した。同災害では、過去にない巨大な台風のため、樋管水門を開放したまま避難せざるを得ず、多摩川から水が逆流したと考えられ、結果として甚大な被害となった。

(2)調布市の地域特性

ア 調布市の位置と地形の概要

調布市は、東京都の中央付近にあり、都心から 20km 程度のところに位置し、東側を世田 谷区、北側を三鷹市、西側を府中市、南側を狛江市と接している。

また、多摩川を挟んで川崎市及び稲城市と隣接している。

調布の市域は、武蔵野台地の南西部に位置し、地形的には最も高い武蔵野段丘面、市の 中心部をのせる立川段丘面、最も低い多摩川沖積面でできている。

市内で最も高い所は深大寺北町6丁目付近で海抜56m,低い所は南の染地3丁目の多摩 川沿いで海抜24m。高低差は約32mである。

この高低差の大きい面と面の境は「国分寺崖線(はけ)」と呼ばれ、崖下からは地下水が 豊富に湧き出し、市内の中央部を貫流する野川や、東部を流れる野川支流の入間川、仙川 の主な水源になっている。

市内を流れる河川は、上記3河川の他に、市の南端で神奈川県との県境になる一級河川の多摩川がある。野川、入間川、仙川は、いずれも多摩川水系である。

イ 気象の概要

市域の気象の概況として、最も近い気象観測所である府中観測所のデータ(平成 27 年~ 平成 31 年)を以下に示す。

(ア) 降水量

降水量は、9月が最も多く、2月の降水量が最も少なくなっている。年間降水量は、約1,600 mmであり、日最大降水量は、令和元年台風19号の影響を受けた令和元年10月12日に289.0mmを記録している。

(イ) 気温

気温は、夏場の7月及び8月は最高気温の平均が26 $^{\circ}$ を超え、冬場の1月及び12月は最低気温の平均が6 $^{\circ}$ 以下になっている。年間の平均気温は15.7 $^{\circ}$ である。

ウ 調布市域の地盤の地震に対する特性

一般に、地震によって発生する地盤災害として、「地盤振動」、「地盤の液状化」、「斜面崩壊」の3つの現象による地盤の変形や破壊がもたらす、建築物や道路、ライフラインなどの損壊とこれによって引き起こされる火災が考えられる。

地盤災害が発生する危険性の高い地盤として、地盤を構成する地形・地質的要因によって、地盤振動が強くなる地盤、液状化の起きやすい地盤、崩壊の起こりやすい斜面などを、 地形や地質の状態から推定することができる。

調布市における危険性のある地盤は、下記の表の通りである。

図表 6 市内における危険性のある地盤			
地盤災害の分類	危険性のある地盤	分布地域	
地盤振動	谷底平野, 氾濫平野, (高い) 盛土地, 地形境界部	野川・入間川・仙川周辺の低地, 多摩川低地	
液状化	自然堤防,谷底平野,旧河道,盛土地 (いずれも地下水位の高いところ)	多摩川低地,野川周辺の谷底平 野・旧河道	
斜面崩壊	極急斜面,急斜面	国分寺崖線,布田崖線付近の自然 斜面	

エ 調布市域の風水害に対する特性

近年,気候変動に伴う台風の大型化や局地的な大雨の頻発化などにより,道路冠水や内水被害(下水道管のつまりなどで水が溢れ浸水する現象),住宅への浸水被害,アンダーパスや地下構造物の浸水被害などの都市型水害の発生が懸念されている。また,河川や下水道の整備水準を大きく上回る豪雨が全国的に発生しており,大規模な洪水被害の発生も懸念されている。こうした状況を踏まえつつ,近年に発生した水害の記録なども参考に,浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における被害を想定する。

2 強靱化の目標

(1) 4つの基本目標

国土強靱化とは、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強 さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指すものである。本市の地域特性やリス ク等を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定した。

4つの基本目標

防災・減災に向けた「強さ」と復旧・復興に向けた「しなやかさ」を併せ持った、 誰一人取り残されることのない、安全で安心して住み続けられるまちづくりを目指 す。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

(2) 8つの推進目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として 次の8つの推進目標を設定した。

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では大規模自然災害を想定した目標とした。

8つの推進目標

- 【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 【目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 【目標3】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 【目標4】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保 する
- 【目標5】大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 【目標6】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧 を図る
- 【目標7】制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 【目標8】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備するとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

3 強靱化の推進方針

脆弱性評価及び強靱化を推進する対策(第2章)を踏まえ、8つの推進目標を達成するため の推進方針を以下に示す。

【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

- ①住宅・建築物等の耐震化について,経済的負担の軽減や老朽マンションの建替え促進等,総合的に支援する。
- ②地域や事業所が行う防災活動への支援,ボランティアが円滑に活動できる体制づくり,調布市防災教育の日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練などを通じて,地域の防災力の向上を図る。
- ③様々な災害に対応するため,災害対応機関等の装備資器材及び活動部隊を充実させるとと もに,市民,大学・民間事業者等の関係団体と連携した各種訓練等を行い,災害対応能力 及び連携能力の向上を図る。
- ④消防団、調布消防署と連携し、火災予防に係る広報活動や警戒活動等を実施する。
- ⑤降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえ、雨水流出抑制(雨水貯留施設・雨水浸透施設の整備等)など流域対策を進め、水害対策の強化を図るとともに、事前の備えについて市民に周知する。
- ⑥国,都,多摩川流域自治体と連携し、総合的な治水対策の取組を推進する。
- ⑦都と連携して土砂災害の危険な箇所を市民に周知するとともに,土砂災害警戒区域等の指定に伴う周知や,土砂災害ハザードマップの普及・啓発等を推進し,警戒避難体制の確立を図る。
- ⑧災害の状況を迅速かつ的確に市民に伝えるため、市の関係課が連携し組織的に活動する体制の整備を図るとともに、市民が正確な情報を入手できるよう、高齢者や障害者、外国人等にも配慮した多様な手段で情報発信を行う。
- ⑨高齢者,障害者等の避難行動要支援者の支援体制を整備するに当たり,自治会等との協定 締結の促進,個別支援計画作成の支援,避難行動要支援者の支援を想定した情報伝達や安 否確認,広域避難場所への誘導などの避難訓練など,平時からの対策を推進する。

【目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる

<推進方針>

- ①防災訓練や出前講座等の機会を活用し、各家庭・事業所等における備蓄の確保・充実及び 定期的な更新について周知するとともに、共助による地域防災力の向上を図る。
- ②災害時における生活必需品等の確保や迅速かつ円滑な物資調達を図るため、事業者との協 定等による調達体制を構築していくとともに、協定事業者との訓練の実施等により協定事 業者との連携を更に強化する。
- ③自衛隊、警察、消防等救出救助機関からの応援部隊の迅速な受入態勢の整備を推進する。
- ④防災拠点となる公共施設の非常用電源及び燃料の確保,燃料供給体制の確立,再生可能エネルギーの利用を検討する。
- ⑤帰宅困難者自身の安全確保と防災関係機関による応急活動を円滑に行うため、東京都帰宅 困難者対策条例の内容の周知、訓練の実施、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供の ための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を帰宅困難者等対策協議会と連 携して推進する。
- ⑥調布市災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点及び市内の関係機関との情報連絡体制の構築,及び調布市災害医療コーディネーターと東京都災害医療コーディネーターとの情報連絡体制を構築する。
- ⑦感染症対策を反映した避難所運営マニュアルを作成するとともに,市と地域が連携した避難所運営訓練を継続的に実施し,避難所の開設・運営体制を強化する。

【目標3】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- ①避難所内や被災した住宅街における各種犯罪の発生,情報の錯そうや混乱による治安の悪化を防ぐため,パトロールと情報伝達の両面から防犯活動を行えるよう,警察や防犯ボランティア団体,市民組織等と情報伝達の仕組みやルールを整備するとともに,訓練等により被災時でも連携が取れる体制を構築する。
- ②市の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、防災 拠点となる公共施設の安全対策の推進を図る。
- ③市の業務継続体制の継続的な見直しを行い、市の災害対応能力の改善、強化を図る。

【目標4】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

<推進方針>

- ①避難所など防災拠点となる公共施設において,情報通信手段の多様化や,ハイブリット発電機等による停電時の非常用電源の確保に向けた取組を推進する。
- ②適切な情報を多くの市民に円滑に提供できるよう,市及び防災関係機関の連携体制を構築する。

【目標5】大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない

<推進方針>

- ①市内中小企業の事業継続計画(BCP)策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、事業者の事業継続力を強化する。
- ②燃料供給ルートを確実に確保するため,災害時における道路等の応急復旧体制を強化するとともに,発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関との連携体制を構築する。
- ③災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも円滑な支払業務ができるよう,指 定金融機関と実践的な訓練等を定期的に実施する。

【目標6】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を 図る

- ①発災後も防災拠点となる公共施設の機能を維持するため,再生可能エネルギーの活用を含むエネルギーの多様化,燃料確保体制の確立等により,電力確保の安定化に向けた取組を推進する。
- ②災害発生に伴う水道施設の被害を最小限にとどめるため、水道施設の耐震性の強化を推進するとともに、水道施設の常時監視・点検を強化して保全に努める。
- ③災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し,速やかな復旧を可能にするため,下水道BCPを,下水道施設の耐震化と合わせて適切に見直していくなど,ハード・ソフト両面からの対策を推進する。
- ④調布市道路網計画(平成 28 年 3 月策定)に基づき、都市計画道路と生活道路の整備を進める。

【目標7】制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

<推進方針>

- ①公共施設の防火対策として,定期的に施設利用者を含めた自衛消防訓練の実施や消防法に 基づく消防用設備等点検を実施するとともに,継続的な維持保全に取り組むなど,ソフト, ハード両面の取組を実施する。
- ②大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を支援する。
- ③自然環境の有する防災・減災機能を維持する緑を将来にわたって確保するため、保全制度 を活用し、保全すべき緑地の公有地化を検討するほか、地域制緑地制度等を活用し緑地の 保全を図る。
- ④災害発生後,正確な情報を迅速に収集・集積・発信するために,情報連絡体制を整備する。 また,避難所等におけるデマ情報や差別,偏見等による被害や地域の観光・経済や市民生 活への風評被害を防止するために,情報発信体制を強化し,市民や外国人が正確な情報を 収集できる環境を整備する。

【目標8】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

- ①大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、市の処理体制を構築するとともに、民間団体や近隣自治体、一部事務組合との協力体制を構築する。
- ②災害時に災害ボランティアが直ちに活動できるよう,ボランティアのコーディネートを担う人材の育成及びスキルを維持する対策を進める。
- ③震災後の迅速な都市復興に資する事前の体制整備や事前対策の取組について、都、他区市町村等と連携して推進する。
- ④災害関連死の抑制にも影響する避難所等における良好な生活環境の確保に向けて,安全性の確保,男女共同参画,要配慮者の視点を取り入れた避難所運営等を行う。
- ⑤被災者の生活再建のための支援体制の充実に向けて, り災証明書を速やかに発行できるシステムを構築するなど, 必要な業務の実施体制の確保を図る。
- ⑥火災による被害状況調査及びり災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。

第3節 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、市及び地域における関係防災機関による取組を含め、調布市における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。

したがって、強靱化に関連する具体的な取組については、市防災計画等において位置付けられた関連する施策や事業等の取組をとおして、それぞれの計画等のもとで、着実に推進していくものとする。

2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等

(1) 効率的・効果的な施策の推進 (ソフト対策とハード対策の適切な組み合わせ)

施設整備・耐震化等のハード対策のみでなく、訓練・防災教育等のソフト対策を含めて、 災害リスクや地域の特性・状況等に応じた適切な組み合わせに留意するとともに、長期的な 視点に立って、費用の縮減を図るなど、効果的・効率的に施策を推進する。

(2) 「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせ

市民・民間事業者・行政が様々なかたちで連携・協力し、「自助」「共助」「公助」の役割を 分担しながら、主体的な参画(行動)につながるよう留意する。また、地域コミュニティ機 能の向上や、女性、高齢者、子ども、障害者等に配慮して、施策を推進する。

(3) 平時における利活用

フェーズフリー²やグリーンインフラ³などの考え方や視点を踏まえ,非常時に効果を発揮するのはもとより,平時から利活用が図られ,市民の利便性の増進や地域社会に資する取組となるよう留意する。また,関係団体との連携や自治体との広域連携を推進する。

3 進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業などの進捗状況を毎年度把握していくものとする。進捗状況の把握・検証にあたっては、効果的・効率的な進行管理とともに、市基本計画との整合・連携を図るため、関連する施策や事業において強靱化の推進方針に基づく取組等を位置付けるなどの方策を検討する。

また、関連事業の進捗状況や各種取組結果などを踏まえ、所管部局が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保などを行いながら進める。さらに、本市だけでは対応できない事項については、国・東京都・関係機関などへの働きかけなどを通じ、事業の推進を図っていくものとする。

4 計画の見直し

本計画は、定期的に行う進捗状況の把握、今後の社会経済情勢の変化、国計画が概ね5年ご とに見直されること、都計画との調和等を考慮し、必要に応じて見直しを図るものとする。

² 身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立てることができるという考え方 【出典】一般社団法人フェーズフリー協会."フェーズフリーとは."

https://phasefree.or.jp/phasefree.html.

³ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方

[【]出典】国土交通省. "グリーンインフラ." https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_mn_000034.html.

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策

第1節 脆弱性評価

脆弱性評価とは

本市の強靱化に係る課題を抽出し、リスクへの対応方策の検討の基礎資料とするため、自然 災害等に関するリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)が発生する要因を取り除く観 点から、市の既存施策を整理、分析・評価し、各リスクシナリオを回避するための課題をとり まとめるものである。

2 評価の前提となる事項

(1) 想定するリスク

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等 も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害 が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、地球規模での気候変動に伴 う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など,大規模自然災害はひとたび発生すれば,広域 な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、基本は、大規模自然災害を想定した評 価を実施した。

(2)施策分野

評価を行う施策分野は、市基本計画(後期)との整合を確保するため、基本構想に掲げる 8つの「基本目標」と「まちづくりの基本理念」に加え、行革プランを含め、次の 10 分野と した。

- 共に助け合い、安全・安心に暮らすために 1
- 2 次代を担う子どもたちを安心して育てるために
- だれもが安心して、いきいきと暮らすために 3
- 4 身近な学びと交流のあるまちをつくるために
- 5 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために
- 地域資源を生かした活力あるまちをつくるために 6
- 7 快適でより便利なまちをつくるために
- 環境にやさしく, 自然と共生するために 8
- まちづくりの基本理念を実現するために 9
- 10 行革プラン 2019

図表 7 市基本計画(後期)における強靱化施策分野の位置づけ

第3編 分野別計画 基本構想に掲げた8つの基本目標とまちづくりの基本理念に沿って、分野別の将来像の具現化に向けた、31 の施策の方向や各施策の基本的取組、主要な事業などを位置付けています。 [基本計画事業] 【8つの基本目標】 97事業 (年度別計画) ①共に助け合い、安全・安心に暮らすために(施策01~03)防災 防犯 消費生活 ②次代を担う子どもたちを安心して育てるために(施策04~06)子ども・子育て支援 学校教育 青少年の健全育成 ③だれもが安心して、いきいきと暮らすために(施策07~12)地域福祉 高齢者福祉 障害者福祉 セーフティネット ④身近な学びと交流のあるまちをつくるために(施策13, 14)生涯学習 スポーツ ⑤地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために(施策15)地域国 ⑥地域資源を生かした活力あるまちをつくるために(施策16~20) 2 観光 都市農業 ⑦快適でより便利なまちをつくるために(施策21~25)市街地の形成。都市空間の形成。住環境。道路 交通 ⑧環境にやさしく、自然と共生するために(施策26~29)地球環境 水と緑 ごみ減量・処理 生活環境 【まちづくりの基本理念】 ⑨まちづくりの基本理念を実現するために(施策30,31)平和・国際交流 人権・男女共同参画

第4編 計画を推進するために(行革プラン2019)

基本構想に掲げた、まちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱に、具体的な行財政改革の取組を 示しています。 【個別プラン】 [3つの柱] 【4つの方針】 41ブラン

(年度別計画)

①市民が主役のまちづくり 方針1 参加と協働のまちづくりの実践 ②市民のための市役所づくり 方針2 効率的な組織体制の整備 方針3 人材の確保・育成

③計画的な行政の推進 方針4計画行政の推進

【出典】調布市基本計画(後期:令和元年度~令和4年度)p.3

(3) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

強靭化の目標(第1章第2節2)達成の妨げとなる事態として、下表のとおり31のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

	図表 8 リスクシナリオ一覧			
No.	8つの推進目標		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
1		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が 集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
2	【目標1】大規模自然災害が発生	1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災に よる多数の死傷者の発生	
3	したときでも人命の保護が最大	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
4	限図られる	1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	
5		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の 発生	
6		2-1	被災地での食料・飲料水等,生命に関わる物資供給の長期停止	
7	【目標2】大規模自然災害発生直	2-2	警察,消防,自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対 的不足	
8	後から救助・救急, 医療活動等が	2-3	救助・救急,医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
9	迅速に行われる	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	
10		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災,支援ルートの途絶 による医療機能の麻痺	
11		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
12	【目標3】大規模自然災害発生直 後から必要不可欠な行政機能は	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化,社会の 混乱	
13	確保する	3-2	市の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下	
14	【目標4】大規模自然災害発生直	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
15	後から必要不可欠な情報通信機 能・情報サービスは確保する	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し,情報の収集・ 伝達ができず,避難行動や救助・支援が遅れる事態	
16		5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下	
17	【目標5】大規模自然災害発生後 であっても,経済活動(サプライ	5-2	エネルギー供給の停止による,社会経済活動,サプライチェーンの維持への甚大な影響	
18	チェーンを含む)を機能不全に 陥らせない	5-3	金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚 大な影響	
19		5-4	食料等の安定供給の停滞	
20	【目標6】大規模自然災害発生後 であっても,生活・経済活動に必 要最低限の電気,ガス,上下水	6-1	電力供給ネットワーク (発変電所, 送配電設備) や都市ガス供給, 石油・LPガスのサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
21	道, 燃料, 交通ネットワーク等を	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
22	確保するとともに、これらの早	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
23	期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
24	7/4 K. 1. C E G	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生	
25	【目標7】制御不能な複合災害・二	7-2	沿線・沿道の建物倒壊、地下構造物の倒壊等による直接的な 被害及び交通麻痺	
26	次災害を発生させない	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
27		7-4	風評被害等による市政や市民生活等への甚大な影響	
28	【目標8】大規模自然災害発生後	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が 大幅に遅れる事態	
29	であっても,地域社会・経済が迅 速に再建・回復できる条件を整	8-2	復興を支える人材等(専門家,コーディネーター,労働者,地域に精通した技術者等)の不足,より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
30	備するとともに、被災者等の健 康・避難生活環境を確実に確保	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が 大幅に遅れる事態	
31	する	8-4	劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者 の健康状態の悪化・死者の発生	

^{※31} のリスクシナリオは、国計画及び都計画で定められたリスクシナリオを踏まえ、本市で起こり得るリスクを考慮し設定した。

3 評価の実施手順

国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第7版)策定・改訂編(令和2年6月,内閣官房国土強靱化推進室)(p. 19~23)を参考とし、マトリクスによる脆弱性評価を実施した。

(1) マトリクスの作成 (既存施策の整理)

評価対象の既存施策は、市基本計画(後期)に記載の基本計画事業(97事業)及び個別プラン(41プラン)のほか、市の各部が所管する分野別計画等で定める取組とした。

既存施策の整理は、縦軸にリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」、横軸に施策分野を配置したマトリクスを作成し、縦横軸の交差する各枠に既存施策を記載して行った。

(2) 脆弱性の分析・評価, 課題の検討

作成したマトリクスを基に、次の点を踏まえ、既存施策の脆弱性の分析・評価、課題の検討を実施した。

- 〇プログラム (※1) ごとに既存施策の脆弱性 (※2) を評価し、課題を整理する。
 - (※1) それぞれのリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するための 施策の集まりを、施策分野や部局等を横断的に整理したもの。具体的には、リ スクシナリオと対応させてマトリクスの各行に整理した既存施策「群」を指す。
 - (※2) 強靱化の目標(4つの基本目標,8つの推進目標)とリスクシナリオに照らして、プログラム及び施策分野が不足しているところ。
- ○プログラムごとの評価は、マトリクスの各行に挙がった既存施策を基に、リスクシナリオを回避するために市の各部が実施する現状の施策に不足はないか、関係する施策間で 進捗の遅れているものはないかなどの視点から行う。
- ○都の脆弱性評価を参考とし、都が脆弱であるとした点については市も同様である可能性 も考えて評価する。



図表 9 プログラムの評価のイメージ

4 脆弱性評価結果

8つの推進目標、31のリスクシナリオごとの評価結果は以下のとおり。

【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者 の発生

- ○住宅等の耐震化について,経済的負担面,老朽化マンションの建替え促進も考慮して推進していく必要がある。
- ○調布市の公共建築物については構造体の耐震化は完了しているが、特定天井や経年的に劣化する外装材等 の非構造部材については、引き続き、公共建築物維持保全の基本方針に基づき継続して推進していくこと が重要である。
- ○調布駅周辺の大型公共施設(グリーンホール、総合福祉センター)は、施設の老朽化が進んでいるため、 周辺地域のまちづくりとの連動や災害時の防災拠点としての機能の確保などを踏まえ、移転更新などに向 けた整備の考え方をまとめるなど、計画的に取組を進める必要がある。
- ○交通施設及び沿道建築物の倒壊を避けるため、これらの耐震化を支援する必要がある。
- ○発災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されることが予想され情報錯そうによる緊急車両 の通行ルート、支援物資の輸送ルート、避難経路の選定が困難になるため、あらかじめ情報共有、情報発 信について国、都、市、警察、消防などの関係機関と調整しておく必要がある。
- ○通行可能ルートや迂回路, 渋滞状況を実走等により把握するのでは, 相当の労力と時間を要するため, 道路状況を把握する装置(広域監視カメラ, 検知器, ドローン等)が必要である。
- ○発災後,道路の通行可否情報の提供を関係機関や他自治体から求められるため,速やかに情報を提供あるいは情報を受ける通信の確保やルール作りが必要である。
- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、支援する必要がある。
- ○救出救助活動等の不足が懸念されるため、引き続き、活動の拠点及び一時集合場所となる市立公園等のオープンスペースの確保や、調布市防災教育の日など実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証などによる対処計画等の充実化など、ハード面及びソフト面からの様々な対策が必要である。
- ○道路沿いのブロック塀や樹木の倒壊防止, 擁壁等の安全対策が必要である。
- ○消防団の人員の確保を図るため、市内の事業者等と連携を密にし、人員確保に努めるとともに、調布消防 署等と協議して装備・訓練の充実を図る必要がある。
- ○地域一丸となった災害対応体制を構築するには、自助、共助を促す取組が重要である。こうした視点を踏まえ、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策により室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する必要がある。さらに、消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、加えて自主防災組織等の充実強化に目を向け、調布市防災教育の日における地域と協働による訓練や、児童・生徒の訓練等を通じて地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
- ○地域や事業所が行う防災活動への支援,ボランティアが円滑に活動できる体制づくり,調布市防災教育の 日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練な どを通じて,地域の防災力を向上する必要がある。

1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ○様々な災害に対応するため、災害状況などの的確な情報送信や、消防団員による有効かつ効率的な活動が可能となるよう、ポンプ車や装備品の更新、火災伝達システム及びAED装備などの維持管理により、消防団の対応能力の向上を図るとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させる必要がある。また、消防団の消防活動体制の整備と災害対応能力の向上を図るため、消防団員の確保と機能別消防団員等の検討が必要である。
- ○本市は常備消防を東京消防庁に委託していることから,三多摩地区消防運営協議会を通じて常備消防力の 強化について働きかけていく必要がある。
- ○大規模災害に備えるため、計画的に防火貯水槽の整備と設置の促進を図るとともに、民間事業者への開発 指導を適切に行うことで消防水利の充実を図っていく必要がある。
- ○地域住民訓練において、調布消防署と連携し、消防団による初期消火訓練等の指導を行う必要がある。また、住宅用火災警報器の設置、交換についても調布消防署と連携しながら広報する必要がある。若い世代の防災意識を啓発するため、学校での防災訓練や防災街歩き等、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。

- ○被災者が安全に避難するために、家具類の転倒・落下・移動防止対策により室内における避難路の確保や 出火防止対策、浸水想定区域や警戒レベルなどを出前講座等で周知啓発する必要がある。また、防災市民 組織等の充実強化に目を向けるとともに、防災訓練や調布市防災教育の日を通じて地域全体の協力体制を 推進していく必要がある。
- ○協定を締結した自治会等において,要支援者の支援を想定した情報伝達・安否確認・避難場所への誘導等の避難訓練を実施する必要がある。また,市も地域の訓練に参加し,情報伝達の方法等の問題点や課題を抽出し,避難支援体制の改善につなげる必要がある。
- ○様々な災害に対応するため、災害対応機関等の装備資器材及び活動部隊(救助・救急、消火、医療、物資等の輸送、応援・支援等にかかわる活動部隊)を充実させるとともに、地域住民や大学、民間事業者等の関係団体と連携した各種訓練等により、災害対応能力及び連携能力を向上させる必要がある。また、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進することも必要である。
- ○火災発生件数の抑制のため、火災予防に係る広報活動や警戒活動等を実施する必要がある。
- ○防災市民組織の結成と活動促進,地域や事業所が行う防災活動への支援,ボランティアが円滑に活動できる体制づくり,調布市防災教育の日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練などを通じて,地域の防災力を向上する必要がある。
- ○関係機関等と連携し、狭隘道路等を把握し解消に努めていく必要がある。
- ○震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。また、安全で良好な都市環境保全のため、敷地面積の最低限度などを検討する必要がある。
- ○公共施設の防火対策として,定期的に施設利用者を含めた自衛消防訓練の実施や消防法に基づく消防用設備等点検を実施するとともに,継続的な維持保全に取り組むなど,ソフト,ハード両面の取組が必要である。
- ○公共施設の防火対策として、指定管理者等と連携し、自衛消防隊の訓練の充実や防火設備の適切な管理を 推進する必要がある。
- ○調布駅周辺の大型公共施設(グリーンホール、総合福祉センター)は、施設の老朽化が進んでいるため、 周辺地域のまちづくりとの連動や災害時の防災拠点としての機能の確保などを踏まえ、移転更新などに向 けた整備の考え方をまとめるなど、計画的に取組を進める必要がある。
- ○深大寺をはじめとして市内に歴史的文化財を有している。これの消失を防ぐため防火消防対策が必要である。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ○想定される最大級の地震が発生した場合においても,各施設の機能を保持するため,樋管等の耐震対策を 推進する必要がある。
- ○広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減するため、また、施設の操作従事者の安全確保 を最優先するため、陸こうの削減、樋管(樋門)の遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化と効果 的な管理運用を推進する必要がある。
- 〇時間 50 ミリ降雨に対応した治水安全度を向上させるとともに、「東京都豪雨対策基本方針(改定)」において、多摩部は時間 65 ミリに目標を設定したことを受け、総合的な治水対策を推進する必要がある。
- ○降雨特性や,浸水被害の発生状況等を踏まえて,雨水流出抑制(雨水貯留施設・雨水浸透施設の整備等)など流域対策を進め、水害対策の強化を図る必要がある。
- ○大規模な水害時には浸水による被害が広範囲に及ぶとともに、水害による被害額は際立って大きくなることから、浸水想定区域における浸水防止対策を強化するとともに、市民への事前の備えについて周知を図る必要がある。
- ○河川では,護岸等を整備するとともに,調節池等の施設の検討を含め,市内全域の調節池貯留量を拡大するなどして,浸水被害を軽減する必要がある。
- ○下水道から河川への放流量の段階的増量や雨水排水ポンプ等の資機材の確保等,河川と下水道の連携策を 推進する必要がある。
- ○「洪水ハザードマップ」を作成し、公表等の避難に役立つ情報の取得方法について事前の周知に努め、発 災時には河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報を適時・適切に発信していく必要がある。
- ○河川水位,雨量,洪水予報等の防災情報の発信,公表等の避難に役立つ情報のより一層の充実を図る必要がある。
- ○災害時には,災害の状況を迅速かつ的確に把握し,関係機関が連携して組織的に活動するとともに,適切な情報を市民に伝える必要がある。
- ○市民が避難判断や避難行動を的確に行うため、市民が必要とする災害情報について、今後のSNSなどの技術革新に合わせた情報収集・発信手法を着実に推進する必要がある。

- ○情報伝達手段の充実や防災意識の向上の取組に当たっては、在住外国人や訪日外国人等も理解・活用できるよう多言語化ややさしい日本語の取組を進める必要がある。
- ○要支援者は避難に関する情報を適切に受け取ることや、情報に基づいて判断したり行動することが困難な場合があるため、避難情報等を要支援者本人や家族に提供する環境の整備を進める必要がある。
- ○河川や市内水路の水位,雨量情報の提供,洪水予報等の防災情報の発信,浸水予想区域図の作成,公表等の避難に役立つ情報の充実をより一層図る必要がある。
- ○河川や下水道施設の整備に当たっては、崖線や河川敷等の連続したまとまりのある緑を適切に維持管理 し、市内の自然環境の基盤となる緑を保全するとともに、崖線の緑、河川敷等の水辺空間が持つイメージ を活かした都市景観づくりに努める必要がある。
- ○台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画(マイ・タイムライン)について、防災市民組織や自治会・地区協議会や出前講座や調布市防災教育の日などを通じて、推進していく必要がある。また、出水期の活用状況等を踏まえ充実・改善を図るとともに、タイムラインに基づいた避難所の開設・運営について、地域住民や関係団体等とも連携し、実行力を高めていく必要がある。
- ○市と協定を締結している自治会等が水害時の避難行動を整理できるように、避難支援者連絡会等を通じて、タイムラインの紹介や体験ができる場を提供する必要がある。
- ○国、都、多摩川流域自治体と連携して総合的な治水対策の取組を推進していく必要がある。
- ○想定外の大規模災害から住民を広域的に避難させる枠組みの整備に向け、都、他区市町村、民間事業者等の関係機関と連携協力しながら検討する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

- ○土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤や法枠工などの 砂防施設の整備、崖線、擁壁等の安全対策を推進する必要がある。この内、土砂災害特別警戒区域内の避 難所や病院等のうち移転等が困難な施設においては、施設の状況に応じて土砂災害対策施設の整備を優先 的に推進する必要がある。
- ○土砂災害に対して、都と連携し、危険な箇所を住民に周知するとともに、警戒避難体制の確立に向け、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定に伴う周知、土砂災害ハザードマップの普及・啓発を推進していく必要がある。
- ○土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に位置している避難所や病院等の要配慮者利用施設において は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進していく必要がある。
- ○実践的な災害対策・避難訓練の実施、要配慮者等への支援を推進していく必要がある。
- ○自然災害の防止・軽減に向け、関係機関や市民がより適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、予報精度の向上や伝達体制の強化を図る必要がある。また、円滑な避難に役立つ防災情報の適時適切な提供を推進していく必要がある。
- ○災害時には,災害の状況を迅速かつ的確に把握し,関係機関が連携して組織的に活動するとともに,適切な情報を市民に伝える必要がある。
- ○市民が避難判断や避難行動を的確に行うため、市民が必要とする災害情報について、今後のSNSなどの 技術革新に合わせた情報収集・情報発信手法を着実に推進する必要がある。
- ○情報伝達手段の充実や防災意識の向上の取組に当たっては、在住外国人や来訪外国人等も理解・活用できるよう多言語化ややさしい日本語の取組を進める必要がある。
- ○富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。そのため、各防災機関の連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織の連携を育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築、維持していく必要がある。
- ○降灰した宅地,都市農地,公園緑地等について,国や都の対応状況を踏まえて,市としての必要な対応を 検討していく必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ○高齢者,障害者等の要支援者について,避難行動要支援者名簿の作成・関係者への共有,個別支援計画の作成,情報伝達体制の整備等を進めている。支援体制を整備するに当たっては,自治会等との協定締結の促進,個別支援計画作成の支援,避難行動要支援者の支援を想定した情報伝達や安否確認,避難場所への誘導などの避難訓練など,平時からの対策の推進が求められる。
- ○災害発生後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、市民及び外国人を含めた来訪者への情報 提供、住民相互の情報伝達についての対策を推進していく必要がある。また、情報を市民に適切に提供で きるよう、地域の広報手段として防災行政無線の整備を進めるとともに、一人暮らしの高齢者、視覚障害 者等については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する必要がある。

- ○住民等への情報提供を円滑に行うため、ホームページ等のシステムの機能強化や、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を推進する必要がある。また、要配慮者や帰宅困難者など住民のニーズにあわせた情報提供方法等の構築を図っていく必要がある。
- ○市民が必要とする災害情報の充実に向け、公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市報、広報車、コミュニティFM、ラジオ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージなど、様々な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する。情報提供に当たっては、迅速かつ、誰もがわかりやすい表現で行うなど、情報を的確に伝えるための改善に取り組んでいく必要がある。
- ○避難所受付・情報共有システムにリンクさせることで、より効率的に避難所に避難できるよう努める。
- ○防災関係機関との情報伝達手段の整備に努め、防災訓練等を通じて災害対応能力の改善、強化を図っていく必要がある。また、住民等への情報提供を円滑に行うため、ホームページ等のシステムの機能強化や、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用による情報収集・発信に取り組む必要がある。
- ○関係機関や市民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、避難勧告等の避難行動に関する情報 の迅速・正確な情報発信などの改善に取り組んでいく必要がある。
- ○福祉団体等の関係機関と連携し、迅速に災害関連情報を収集するとともに、要支援者に適切に情報が伝達できる環境を整備する必要がある。

【目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救急,医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等,生命に関わる物資供給の長期停止

- ○各家庭,事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新について防災訓練や出前講座等の機会を 活用し周知する必要がある。また,地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施することで市民の防 災行動力の向上を図る必要がある。
- 〇避難所における応急給水栓,井戸等整備による飲料水,生活用水の確保のほか,暑さ寒さ対策用品,洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を行う必要がある。また,備蓄倉庫の確保充実を進め,食料の備蓄や必要な資器材を整備するなど,避難所機能の強化を図る必要がある。
- ○災害発生時の物資輸送を的確に行うためには、支援物資等を受け入れる輸送拠点の確保運営体制の確立に はじまり、物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や連絡体制を整備し、発災時 における円滑な物資輸送を行う必要がある。
- ○災害時における生活必需品等の確保や迅速かつ円滑な物資調達を図るため、事業者との協定等による調達 体制を構築していくとともに、協定事業者との訓練の実施等により協定事業者との連携を更に強化してい く必要がある。
- ○緊急物資等の円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層 推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる必要がある。
- ○輸送拠点や防災備蓄倉庫から各避難所等への物資配布方法の確立や車両燃料の確保を図り、災害発生時に おける円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する必要がある。また、民間の物流事業者等の協力を得る ため、協定等の締結を行っていく必要がある。
- ○災害時に防災拠点を担う文化会館たづくりでの飲料水等の確保や、給水拠点での地域住民と連携した円滑な給水体制の構築を進めるとともに、東京都や広域的な支援による応急給水体制の構築を進める必要がある。また、避難所における応急給水用資器材の動作確認や災害用井戸の点検等を実施し、給水施設の整備を図る必要がある。
- ○発災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されることが予想され情報錯そうによる緊急車両 の通行ルート、支援物資の輸送ルート、避難経路の選定が困難になるため、あらかじめ情報共有、情報発 信について国、都、市、警察、消防などの関係機関と調整しておく必要がある。
- ○発災後,道路の通行可否情報の提供を関係機関や他自治体から求められるため,速やかに情報を提供あるいは情報を受ける通信の確保やルール作りが必要である。
- ○沿道建築物の倒壊を避けるため、耐震化を支援する必要がある。

2-2 警察, 消防, 自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ○消防機関への応援要請を速やかに行えるよう情報連絡体制を整える必要がある。
- ○自衛隊,警察,消防等救出救助機関からの応援部隊の迅速な受入態勢の整備を推進する必要がある。
- ○災害活動や救助活動における常備消防力の向上が必要である。
- ○消防団の人員の確保を図るため、市内の事業者等と連携を密にし、人員確保に努めていく。また、調布消防署等と協議し装備・訓練の充実を検討する必要がある。

- ○自助, 共助を促す取組として, 消防団の人員確保や消防団装備・訓練の充実強化が必要であり, 加えて, 自治会, 地区協議会, 防災市民組織等の充実強化を図り, 地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
- ○要支援者に対する地域における共助の支援体制を整備するため、調布市避難行動要支援者避難支援プラン (総合計画)に基づく「避難行動要支援者の支援に関する協定書」の締結を推進し、避難行動要支援者名 簿の提供を通じ、地域防災力を向上していく必要がある。
- ○自主防災組織等の充実強化に目を向け、調布市防災教育の日における地域と協働による訓練や、児童・生徒の訓練等を通じて地域全体の協力体制を推進していく必要がある。
- ○災害時に防災関係機関と連携した迅速な応急対策を実施するため、災害時に有効に機能する通信網を確保するとともに、情報共有の体制を整備する必要がある。また、東京都や防災関係機関との合同訓練などを通じて、災害応急対策の実効性を高める必要がある。
- ○災害対応において機関、部局ごとに体制や資器材、運営要領が異なることから、市及び機関一体となった 災害応急対策の標準化、情報の共有化に関する具体的な検討を行い、必要な事項について標準化を推進す る必要がある。また、調布市は、台地、低地、崖線等様々な地形が混在しているため、個々の災害現場に 対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害応急対策の実効性を 高めていく必要がある。
- ○複雑多様化する災害に対応するため、地域内の災害活動拠点となる市施設における消防資機材の充実や、 警察、消防施設の耐災害性の強化とともに、災害活動拠点となる施設の耐震性・安全性の強化や外装材等 の非構造部材の耐震化を進めていく必要がある。
- ○災害時活動拠点となる消防団各分団の機械器具置場は、耐震化が図られているものの、建設から年数が経過しているため、建替えや改修など適切な維持保全に取り組む必要がある。
- ○被害の状況に応じた機動的な対応や、都、自衛隊をはじめとした防災関係機関との迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化が必要である。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援体制の構築について東京都に働きかける必要がある。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も必要である。
- ○救出・救助活動や治安維持については、生存者の有無や犯罪発生状況により優先的に投入する現場を選定する必要があることから、関係機関と協議してあらかじめ基準等について整備するとともに指示系統を明確化し速やかに情報伝達できる体制を構築する必要がある。
- ○都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、農地、河川など様々な空間を活用し、震災時の防災拠点としての機能を向上させ、これらの防災拠点が連携し、迅速な救援・復興活動ができるよう防災ネットワークを形成する必要がある。
- ○一時集合場所となる市立公園等に,集合した人々が安全に避難所に避難できるよう,避難ルートの周知を 図る必要がある。

2-3 救助・救急, 医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- ○市が管理している人工呼吸器用の発電機の燃料確保を図る必要がある。
- ○長期の停電に備え、電源の自立化・多重化によるリスク回避を図る必要がある。
- ○災害拠点病院及び災害拠点連携病院が、自家発電に必要な燃料等を確保できる体制を整備するため、関係 団体と協定を締結するなどして供給体制を確立する必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

○首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、駅周辺に大量の滞留者が発生し、多くのけが人の発生や道路に人があふれだし応急活動の妨げになることが予想される。そのため、東京都帰宅困難者対策条例の内容の周知、訓練の実施、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を帰宅困難者等対策協議会等と連携して、推進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- ○災害時には通信網が機能しなくなり,負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため,医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する必要がある。
- ○市の災害医療の中核的機能を担う災害拠点連携病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには、医療機関相互の情報が共有できる基盤整備や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要がある。

- ○輸送拠点や防災備蓄倉庫から各避難所等への物資配布の方法の確立、物資の集配・拠点ほかの管理運営、 燃料の確保を図る必要がある。また、道路の状況の確認、輸送路の確保など、災害発生時における円滑な 物資輸送を可能とする体制を構築する必要がある。
- ○民間の物流事業者等の協力を得るため、協定等の締結を行っていく必要がある。
- ○調布市災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点及び市内の関係機関との情報連絡体制を構築していく必要がある。また、調布市災害医療コーディネーターと東京都災害医療コーディネーターとの情報連絡体制を構築していく必要がある。
- ○医療施設における安全と災害時の医療体制の確保を図るため,災害拠点病院等の耐震診断,耐震補強等の耐震化を推進する必要がある。
- ○災害時においても交通や物流を確保し,道路閉塞による救助・救援,緊急物資輸送等への支障を防止する ため,橋梁の新設・架け替え・耐震化の実施や,道路斜面の安全対策,無電柱化の推進,沿道建築物の耐 震化など,道路の通行機能の確保に取り組む必要がある。
- ○発災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されることが予想され情報錯そうによる緊急車両の通行ルート、支援物資の輸送ルート、避難経路の選定が困難になるため、あらかじめ情報共有、情報発信について国、都、市、警察、消防などの関係機関と調整しておく必要がある。
- ○通行可能ルートや迂回路, 渋滞状況を実走等により把握するのでは, 相当の労力と時間を要するため道路 状況を把握する装置(広域監視カメラ, 検知器, ドローン等)が必要である。
- ○発災後,道路の通行可否情報の提供を関係機関や他自治体から求められるため,速やかに情報を提供あるいは情報を受ける通信の確保やルール作りが必要である。
- ○災害時においても交通や物流を確保し,道路閉塞による救助・救援,緊急物資輸送への支障を防止するため、がれき等の除去に不可欠な重機類、資機材等の確保に向けた対策と協力体制の確立が必要である。
- ○発災直後から、被災状況、通行可能道路等の迅速な情報共有が求められ、特に緊急車両の通行ルート、避難経路の選定及び閉塞された道路の啓開については迅速に対応する必要があるため、実走や道路状況を把握する装置の設置等、関係機関と連携して道路状況を把握し情報共有する体制づくりが必要である。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ○平時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種や、必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく 必要がある。
- ○避難所における感染症対策を考慮した避難所運営マニュアルを作成するとともに,市や地域の方々との避難所運営訓練を重ね、避難所運営の改善、強化を図っていく必要がある。
- ○感染症対策物資の確保、充実を図っていく必要がある。
- 〇避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水、食品の安全 確保、室内環境の調査、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進していく必要がある。また、感染症 への対応として、保健所等の関係機関と更なる連携を図っていく必要がある。
- ○大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になる おそれがあるため、都への広域火葬の応援・協力要請や、移送用車両や棺等の資機材の手配等、広域火葬 の円滑な実施を行える体制を構築しておく必要がある。
- ○避難所などの排水を受け入れる下水道管のうち、地震により損傷を受けやすい小口径の下水道管の耐震化 は完了したが、京王線軌道下その他の小口径の下水道管や、中大口径の下水道管の耐震化を進めていく必要がある。
- ○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、既に 策定済みの下水道BCPを、下水道施設の耐震化と合わせて適切に見直していくなど、ハード・ソフト両 面からの対策を推進する必要がある。
- ○都や獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりや、避難所における適正な飼養についての普及 啓発を進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備していく必要がある。また、 平時より市民に対して飼養動物の備蓄品の確保など同行避難の方法について周知していく必要がある。

【目標3】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- ○震災時には、避難所内や被災した住宅街において窃盗や性犯罪、悪徳商法の他、市民同士のうわさやセンセーショナルな報道等による混乱や不安の増大による治安の悪化が懸念されるが、災害対応により警察官等の人員確保が困難になることから自主防犯ボランティア団体によるパトロールなど地域と連携した体制の構築が必要である。
- ○災害時の避難行動等の他、被災時の防犯対策についても市民に啓発する必要がある。

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第1節 脆弱性評価

○被災地の混乱や不安を防ぐためには、安否情報やライフラインの復旧、治安情勢等、正確かつ有益な情報の提供が不可欠であることから、防犯ボランティアや市民団体等のパトロールに加え、こうした情報を被災した市民に伝達する仕組みやルール作りが必要である。

3-2 市の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下

- ○市の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、公共施設の安全対策の推進を図る必要がある。また、迅速な応急・復旧業務に対応するため、職員の初動対応能力向上を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- ○災害により大規模停電が発生した場合においても災害対策本部機能を確保するため,72時間を超えた停電に対する備えとして,市庁舎の非常用電源を確保する必要がある。
- ○BCPにより人員を整理した上でも人員が不足する場合は,受援計画(人的支援の受入れ)に則り,東京都や関係機関に人員の要望を行い,対応する必要がある。
- ○調布市ではBCPを策定済みであるが、BCPの適切な運用により見直しを行い、災害対応能力の改善、強化を図る必要がある。また、災害時においても適切に事業の継続が図れるよう、災害時行動マニュアルの整備や訓練の実施を促進する必要がある。
- ○72 時間を超えて大規模災害が長期化した場合,必要なデータの復旧やシステムのバックアップ体制に支障が発生する可能性がある。
- ○発災時の対策の要となる市庁舎及び文化会館たづくりの耐震性は確保されているが,災害対策本部機能を 維持するため,設備等の適正な維持保全を図る。このほかの防災上重要な公共建築物における非構造部材 の耐震化について,公共建築物維持保全の基本方針に基づき継続して推進することが必要である。
- ○災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも、円滑な支払業務が出来るよう、指定金融機関と、毎年BCPに基づく訓練を行う必要がある。また、指定金融機関と支払いデータの受渡し方法、口座振込の方法、現金支払の方法についても確認することが重要である。

【目標4】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○避難所を始めとする災害活動における拠点となる施設において、MCA無線や防災行政無線(移動系)など情報通信手段の多様化や、ハイブリット発電機等による停電時の非常用電源の確保に向けた取組を推進する必要がある。

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が 遅れる事態

- ○防災行政無線,防災フリーダイヤル,調布FM等の各種情報提供体制を多重化し,要配慮者や帰宅困難者等への配慮を含め,多くの住民に適切な情報を円滑に提供できる体制を構築していく必要がある。
- ○災害時に市から各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供する体制の構築が必要である。
- ○地震等の災害発生時には、通信機能が途絶する可能性が高く、適切な情報が不足することから、多くの混乱が予想される。市は、適切な情報を円滑に提供することが求められるため、多くの住民に情報提供できる体制を構築する必要がある。
- ○市民が必要とする災害情報の充実に向け、公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市報、広報車、コミュニティFM、ラジオ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージなど、様々な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する必要がある。また情報提供に当たっては、要配慮者や帰宅困難者、外国人等様々なニーズに配慮した情報発信を行うなど、情報を的確に伝えるための改善に取り組んでいく必要がある。

【目標5】大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全 に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

○リスクが発生した場合でも速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い 手である中小企業にとって非常に重要かつ喫緊の課題であるものの、都内中小企業(製造業)のBCP策 定率は1.6% (策定中を含めて2.7%) にとどまっている (H24) ⁴ことから, 商工会等と連携した普及啓発セミナーの開催, BCP策定支援講座の開催等により, 市内中小企業のBCP策定を促進し, 危機管理対応能力の向上など,企業の事業継続力を強化する必要がある。

- ○災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁の予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど 維持管理の高度化を行う必要がある。
- ○災害時においても円滑な輸送を確保するため,迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を 一層推進し,首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させ る必要がある。
- ○発災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されることが予想され情報錯そうによる緊急車両の通行ルート、支援物資の輸送ルート、避難経路の選定が困難になるため、あらかじめ情報共有、情報発信について国、都、市、警察、消防などの関係機関と調整しておく必要がある。
- ○通行可能ルートや迂回路, 渋滞状況を実走等により把握するのでは、相当の労力と時間を要するため道路 状況を把握する装置(広域監視カメラ, 検知器, ドローン等)が必要である。
- ○発災後,道路の通行可否情報の提供を関係機関や他自治体から求められるため,速やかに情報を提供あるいは情報を受ける通信の確保やルール作りが必要である。
- 災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送 道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等 の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築し ていく必要がある。
- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、支援する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

- ○燃料供給ルートを確実に確保するため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。
- ○災害等での停電に備え、公共施設、住宅、事業所等における電気を確保するため、再生可能エネルギー (太陽光発電システムなど)とともに、燃料電池や蓄電池等の利用を促進する必要がある。

5-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

○災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも、円滑な支払業務が出来るよう、指定金融機関と、毎年BCPに基づく訓練を行う必要がある。また、指定金融機関と支払いデータの受渡し方法、口座振込の方法、現金支払の方法についても確認することが重要である。

5-4 食料等の安定供給の停滞

- ○災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を 一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させ る必要がある。
- ○発災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されることが予想され情報錯そうによる緊急車両 の通行ルート、支援物資の輸送ルート、避難経路の選定が困難になるため、あらかじめ情報共有、情報発 信について国、都、市、警察、消防などの関係機関と調整しておく必要がある。
- ○通行可能ルートや迂回路, 渋滞状況を実走等により把握するのでは, 相当の労力と時間を要するため道路 状況を把握する装置(広域監視カメラ, 検知器, ドローン等)が必要である。
- ○発災後,道路の通行可否情報の提供を関係機関や他自治体から求められるため,速やかに情報を提供あるいは情報を受ける通信の確保やルール作りが必要である。
- ○災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道 路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の 災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築して いく必要がある。

_

^{4 【}出典】東京都. 東京都国土強靱化地域計画(平成28(2016)年1月)

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第1節 脆弱性評価

- ○災害時の道路寸断や物流機能の低下により、企業の事業継続が困難となることで、局地的に生活必需品等 の不足が発生する等のおそれがある。そのため、商工会等と連携し、サプライチェーンの重要な担い手で ある中小企業・小規模事業者によるBCPの策定又は見直しを進めていく必要がある。
- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、支援する必要がある。

【目標 6 】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク (発変電所, 送配電設備) や都市ガス供給, 石油・LPガスのサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- ○エネルギー供給の多様化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムや、住宅・事業所等における太陽光、太陽熱等の再生可能エネルギー利用設備の設置の促進など自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組む必要がある。
- ○発災後も防災拠点としての機能を維持するため、再生可能エネルギーの活用を含むエネルギーの多様化、 燃料供給体制の確立等により、電力供給の安定化に向けた取組を推進する必要がある。
- ○再生可能エネルギーやLPガス等の活用を検討するとともに民間事業者と連携して発災時のエネルギーの 確保を進める必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○水道施設の安全化対策として、水道施設の耐震性を強化するための整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ○災害時におけるトイレ機能を確保するため、避難所などについては、施設から排水を受け入れる管径 800 mm未満の小口径管路の下水道管とマンホールの接続部の耐震化が完了したが、災害時に多くの帰宅困難者が発生しトイレ機能の需要が見込まれる駅などの施設においても耐震化を進めていく必要がある。また、一時集合場所となる公園等におけるトイレ機能を確保する必要がある。
- ○調布市の下水道施設には下水道管などの管路施設と仙川汚水中継ポンプ場があり、避難所等からの排水を受ける小口径管路約20kmの耐震化が完了している。管路の新設により施設の廃止を予定している仙川汚水中継ポンプ場を除き、その他の管路について、引き続き耐震化を進めていく必要がある。
- ○大規模停電時や計画停電により電力が不足した場合においても下水道機能を維持するためには、仙川汚水中継ポンプ場に整備した非常用発電設備の適切な維持管理をする必要がある。
- ○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、既に 策定済みの下水道BCPを、下水道施設の耐震化と合わせて適切に見直していくなど、ハード・ソフト両 面からの対策を推進する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- ○発災直後から、被災状況、通行可能道路等の迅速な情報共有が求められ、特に緊急車両の通行ルート、避 難経路の選定及び閉塞された道路の啓開については迅速に対応する必要があるため、実走や道路状況を把 握する装置の設置等、関係機関と連携して道路状況を把握し情報共有する体制づくりが必要である。
- ○緊急輸送道路等の通行機能を確保し,発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため,がれき等の除去に不可 欠な重機類,資機材等の確保に向けた対策と協力体制の確立を行い,災害時の輸送体制を強化する必要が ある。
- ○発災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されることが予想され情報錯そうによる緊急車両の通行ルート、支援物資の輸送ルート、避難経路の選定が困難になるため、あらかじめ情報共有、情報発信について国、都、市、警察、消防などの関係機関と調整しておく必要がある。
- ○通行可能ルートや迂回路, 渋滞状況を実走等により把握するのでは, 相当の労力と時間を要するため道路 状況を把握する装置(広域監視カメラ, 検知器, ドローン等)が必要である。
- ○発災後,道路の通行可否情報の提供を関係機関や他自治体から求められるため,速やかに情報を提供あるいは情報を受ける通信の確保やルール作りが必要である。

- ○災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁の予防保全型管理の推進、ICTを活用するなど 維持管理の高度化を行う必要がある。
- ○災害時において,鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため,未実施箇所 について引き続き耐震補強を進める必要がある。
- ○災害時の活動拠点を整備するとともに、緊急輸送用道路の障害物除去及び陥没や亀裂等の応急補修体制を整え、災害時の輸送体制を強化する必要がある。
- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、支援する必要がある。

【目標7】制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

- ○災害活動や救助活動における常備消防力の向上が必要である。
- ○大規模災害に備えるため、計画的に防火貯水槽の整備の設置推進を図るとともに、消防施設備の更新を図っていく。
- ○関係機関等と連携し、狭隘道路等を把握し解消に努めていく必要がある。
- ○大規模災害に備えるため、計画的に防火貯水槽の整備と設置の促進を図るとともに、民間事業者への開発 指導を適切に行うことで、消防水利の充実を図っていく必要がある。
- ○震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域の解消や市街地の不燃化、延焼遮断帯の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する必要がある。また、木造住宅密集地域については、市民や事業所へ木造住宅における防災対策についての指導・啓発を徹底し、生活道路等の整備とあわせ、不燃化・耐震化を促進することにより、防災性の確保を図る必要がある。
- ○安全で良好な都市環境保全のため、敷地面積の最低限度などを検討する必要がある。
- ○円滑な消防活動のため耐震性貯水槽の整備や,事業者等に事業規模や地域の水利状況に応じた貯水槽(40 t あるいは100 t)の設置の要望等,消防水利の整備を促進することが必要である。
- ○公共施設の防火対策として,定期的に施設利用者を含めた自衛消防訓練の実施や消防法に基づく消防用設備 等点検を実施するとともに,継続的な維持保全に取り組むなど,ソフト,ハード両面の取組が必要である。
- ○公共施設の防火対策として、指定管理者等と連携し、自衛消防隊の訓練の充実や防火設備の適切な管理を 推進する必要がある。
- ○調布駅周辺の大型公共施設(グリーンホール,総合福祉センター)は、施設の老朽化が進んでいるため、 周辺地域のまちづくりとの連動や災害時の防災拠点としての機能の確保などを踏まえ、移転更新などに向 けた整備の考え方をまとめるなど、計画的に取組を進める必要がある。
- ○深大寺をはじめとして市内に歴史的文化財を有している。これの消失を防ぐため防火消防対策が必要である。
- ○被災者が安全に避難するために、家具類の転倒・落下・移動防止対策により室内における避難路の確保や 出火防止対策を推進する必要がある。
- ○地域住民訓練において,調布消防署と連携し、消防団による初期消火訓練等の指導を行う必要がある。また,住宅用火災警報器の設置,交換についても調布消防署と連携しながら広報する必要がある。若い世代の防災意識を啓発するため、学校での防災訓練や防災街歩き等、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。
- ○自治会や市民による自主的な防災組織等の共助による要支援者の支援体制を整備するため、市報等の広報 媒体や様々な団体の会合等で「避難行動要支援者の支援に関する協定書」の締結についてPRを行い、避 難行動要支援者名簿の提供を通じて地域の防災力を向上する必要がある。
- ○市民による自主的な防災組織を充実・強化するため、防災市民組織の結成の促進や、調布市防災教育の日における地域と協働による訓練や、児童・生徒の訓練等を通じて地域の防災力を向上する必要がある。
- ○様々な災害に対応するため、災害状況などの的確な情報送信や、消防団員による有効かつ効率的な活動が可能となるよう、ポンプ車や装備品の更新、火災伝達システム及びAED装備などの維持管理により、消防団の対応能力の向上を図るとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させる必要がある。
- ○消防団の消防活動体制の整備と災害対応能力の向上を図るため、消防団員の確保と機能別消防団員等の検 討が求められる。
- ○消防団装備・訓練の充実強化が必要であり、自主防災組織内での強固な連携、初期消火能力の向上が肝要である。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊、地下構造物の倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺

- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化について、支援する必要がある。
- ○沿道建築物等の倒壊により道路交通に障害を来す際の対応について,平時から警察,道路管理者,防災関係機関との連携体制を構築しておく必要がある。
- ○震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する必要がある。また,災害対策基本法に規定する指定機関等が保有する車両で,かつ,災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については,緊急通行車両等の事前届出を行い,迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するための準備を整えておく必要がある。
- ○沿線・沿道の建物崩壊などによって、市内の信号機の作動に支障が生じるおそれがある。そのため、発災時の電力停止、信号機の損傷という事態においても交通規制措置がとれるよう、所要の資機材を整備するとともに、災害普及資機材もあわせて整備し、復旧時対策に万全を期する必要がある。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ○市街化区域内農地は,防災上火災発生時の延焼防止や地震発生後の一時待機場所や被災者への生鮮食料品の供給等多くの役割を担うことから,保全に努めていく必要がある。
- ○地域防災計画に基づく「災害時協力農地」の防災機能を発揮するともに、都市農地に対し、保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、火災の延焼防止等の機能など、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図っていく必要がある。また、市内農地が被災した際には、国・都及び関係機関と連携し、補助事業の活用等により復旧に努める必要がある。
- ○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、緑地の保全を図る必要がある。

7-4 風評被害等による市政や市民生活等への甚大な影響

- ○宿泊施設等において,建物の安全・安心情報の発信を強化することにより,市民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備していく必要がある。
- ○災害発生後,正確な情報を迅速に収集・集積・発信するために,情報連絡体制の整備を進める必要がある。また,避難所等におけるデマ情報や差別,偏見等による被害や地域の観光・経済や市民生活への風評被害を防止するために,情報の発信体制を強化し,市民や外国人が正確な情報を収集できる環境を整備していく必要がある。
- ○正確な情報を迅速かつ的確に把握し、関係機関が連携して組織的に活動するとともに、適切な情報を正し く市民に伝える必要がある。
- ○情報伝達手段の充実に当たっては、在住外国人や来訪外国人等も理解・活用できるよう多言語化ややさし い日本語の取組を進める必要がある。
- ○災害発生後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、市民及び外国人を含めた来訪者への情報 提供、住民相互の情報伝達についての対策を推進していく必要がある。また、情報を市民に適切に提供で きるよう、地域の広報手段として防災行政無線の整備を進めるとともに、一人暮らしの高齢者、視覚障害 者等については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する必要がある。
- ○公共空間,市立施設等に災害時に市民が活用可能な一定の容量等を備えた Wi-Fi アンテナやデジタルサイネージを整備するとともに,災害時に多言語による災害情報を提供できるように体制を充実強化していく必要がある。
- ○市民が必要とする災害情報の充実に向け、公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市報、広報車、コミュニティFM、ラジオ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージなど、様々な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する必要がある。また情報提供に当たっては、要配慮者や帰宅困難者、外国人等様々なニーズに配慮した情報発信を行うなど、情報を的確に伝えるための改善に取り組んでいく必要がある。
- ○外国人旅行者に対し、調布の安全性を含めた多様な魅力を積極的にPRしていく必要がある。

【目標8】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を 整備するとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○「調布市災害廃棄物処理マニュアル」は、平成 26 年に策定済みである。そのマニュアルに基づき、発災時には災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保を進めていく必要がある。

○首都直下地震等による東京の被害想定によると、調布市は、最大約21万トンのがれきが発生すると想定されており、その大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、市の処理体制を構築するとともに、民間団体や近隣自治体、一部事務組合との協力体制を構築していく必要がある。

8-2 復興を支える人材等(専門家,コーディネーター,労働者,地域に精通した技術者等)の不足,より 良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○首都直下地震等の発生の切迫性が指摘されていることも踏まえると、受援・応援体制の整備や協定を締結 している遠隔地の自治体や応援要請を行う関係機関との連携について、総合防災訓練などの機会を通じて 体制を強化していく必要がある。
- ○発災直後から、被災状況、通行可能道路等の迅速な情報共有が求められ、特に緊急車両の通行ルート、避難経路の選定及び閉塞された道路の啓開については迅速に対応する必要があるため、実走や道路状況を把握する装置の設置等、関係機関と連携して道路状況を把握し情報共有する体制づくりが必要である。
- ○発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、日常からの市内事業者等との連絡体制の構築、応急対策の協力に関する協定の整備が必要である。
- ○災害時に災害ボランティアが直ちに活動できるよう,ボランティアのコーディネートを担う人材の育成及 びスキルを維持する必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊,治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ○都市の復興及び生活の復興を図る上で必要な対策の検討を行い、震災復興マニュアルの策定を進めていく 必要がある。
- ○震災後の迅速な都市復興に向けた,事前の体制整備や事前対策の取組について,都,他区市町村等と連携 して推進していく必要がある。
- ○都が発行している「市街地の事前復興の手引」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や 復興訓練の実施等、事前対策を推進し、迅速な都市復興への取組を強化する。
- ○調布市の公共建築物については構造体の耐震化は完了しているが、特定天井や経年的に劣化する外装材等 の非構造部材については、引き続き、公共建築物維持保全の基本方針に基づき継続して推進していくこと が重要である。
- ○調布駅周辺の大型公共施設(グリーンホール,総合福祉センター)は、施設の老朽化が進んでいるため、周辺地域のまちづくりとの連動や災害時の防災拠点としての機能の確保などを踏まえ、移転更新などに向けた整備の考え方をまとめるなど、計画的に取組を進める必要がある。
- ○発災直後からの災害応急対策を迅速かつ効果的に行うため,災害派遣隊の受入れに向けた活動拠点の確保 や的確な運営に向けた検討を進める必要がある。
- ○救出・救助活動や治安維持については、生存者の有無や犯罪発生状況により優先的に投入する現場を選定する必要があることから、関係機関と協議してあらかじめ基準等について整備するとともに指示系統を明確化し速やかに情報伝達できる体制を構築する必要がある。
- ○住家被害調査並びに、り災証明書発行システムの操作について、多くの職員が理解を深めるために積極的 に研修に参加するなど、災害時に速やかにり災証明書を交付できるよう準備をすることで、必要な業務の 実施体制の確保を図る必要がある。
- ○防災市民組織の結成と活動促進,地域や事業所が行う防災活動への支援,ボランティアが円滑に活動できる体制づくり,調布市防災教育の日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練などを通じて,在住外国人等を含めた幅広い層の地域防災力を向上する必要がある。

8-4 劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ○災害関連死の抑制にも影響する,避難所等における良好な生活環境の確保に向けて,避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や妊産婦・子どものいる家庭,要配慮者のニーズに応じた対策,新型コロナウイルス感染症拡大防止対策,車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への対策を推進する必要がある。また,地域と協働し,避難所運営マニュアルの内容を検証し、必要に応じて改定を行う必要がある。
- ○男女共同参画や要配慮者の視点を取り入れた避難所運営等を行う必要がある。
- ○災害時における,関連情報の正確な収集・集積・発信を行うため,東京都や近隣自治体,防災関係機関体等との情報連絡体制の整備を図る必要がある。

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第1節 脆弱性評価

- ○災害時には,災害の状況を迅速かつ的確に把握し,関係機関が連携して組織的に活動するとともに,適切な情報を市民に伝える必要がある。
- ○市民が避難判断や避難行動を的確に行うため、市民が必要とする災害情報について、今後のSNSなどの 技術革新に合わせた情報収集・情報発信手法を着実に推進する必要がある。
- ○情報伝達手段の充実や防災意識の向上の取組に当たっては、在住外国人や来訪外国人等も理解・活用できるよう多言語化ややさしい日本語の取組を進める必要がある。
- ○的確な避難勧告・避難指示,避難誘導や衛生管理,感染症対策の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など,住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する必要がある。
- ○災害時においても、原則保育園は開設することとなっており、避難所担当職員となっている保育士は子どもの親への引き渡し等、保育園での対応が落ち着いてから避難所へ向かうことになる。災害時に避難所での人員不足が予想されるため、必要な人員を確保する必要がある。
- ○携帯式トイレ,組立式トイレ,マンホール式トイレ,ベッドや仕切り板などの避難所の備蓄品を確保し, 避難所における生活環境の充実を図る必要がある。また,感染症対策に配慮した避難スペースレイアウト を検討し,避難所受入人数の適正化を図る必要がある。
- ○発災時には、27.7%の上水道の被害と、15.9%の下水道の被害が想定⁵されている。上下水道の復旧(特に下水道の復旧)までは相当の期間が必要なため、被災後に様々な形態のトイレの確保が必要である。
- ○避難所における非常電源確保のため、危険物貯蔵の面等で消防署と連携する必要がある。

_

^{5 【}出典】東京都防災会議. 首都直下地震等による東京の被害想定報告書

第2節 強靱化を推進する対策

プログラムごとに、リスクシナリオ回避に向けた市の推進方針を示す。

なお、本章で取り上げている強靱化を推進する対策は、本計画策定時における主なものを参考 として掲載しており、今後、本計画の下、強靱化の取組を進める各種実施計画等において、適宜 見直しが行われる可能性があることに留意する必要がある。

【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による 多数の死傷者の発生

【住宅・建物等の耐震化の推進】

○住宅・建築物等の耐震化について,経済的負担の軽減や老朽マンションの建替え促進等,総 合的に支援する。

【公共建築物の耐震化の推進】

○特定天井や経年的に劣化する外装材等の非構造部材について,公共建築物維持保全の基本方針に基づき継続して推進する。

【道路、交通施設、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化及び災害対応力の強化】

- ○交通施設及び沿道建築物の倒壊を避けるため、耐震化を支援する。
- ○震災時における市道の通行禁止箇所をあらかじめ選定してマップを作成し、関係機関、市民 に周知する。
- ○通行可能道路や渋滞状況を把握するための装置(広域監視カメラ,検知器,ドローン等)を 設置する。
- ○緊急車両や支援物資輸送車両が通行可能なルートを速やかに選定し関係機関へ統一的に情報 提供、共有できるルールやシステムを構築する。
- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の 耐震化について、支援する。

【防災・減災・安全対策の推進 (ハード・ソフト両面の対策)】

- ○救出救助活動等の不足が懸念されるため、引き続き、活動の拠点及び一時集合場所となる市立公園等のオープンスペースの確保や、調布市防災教育の日など実災害を想定した各種訓練の反復実施・検証などによる対処計画等の充実化など、ハード面及びソフト面からの様々な対策を行う。
- ○調布駅周辺の大型公共施設(グリーンホール,総合福祉センター)は、施設の老朽化が進んでいるため、周辺地域のまちづくりとの連動や災害時の防災拠点としての機能の確保などを踏まえ、移転更新などに向けた整備の考え方をまとめるなど、計画的に取組を進める。
- ○倒壊防止のため、既存の塀等を撤去し、生垣等への改修を支援する。

【市民との協働及び防災関係機関との連携による地域防災力の向上】

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第2節 強靱化を推進する対策

- ○消防団の人員の確保を図るため、市内の事業者等と連携を密にし、人員確保に努めるととも に、調布消防署等と協議して装備・訓練の充実を図る。
- ○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を進める。こうした 視点を踏まえ、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策に より室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する。さらに、消防団装備・訓 練の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進や自主防災組織等の充実強化、調布市 防災教育の日を通じた地域防災力の強化を推進するとともに、地域住民や関係団体と連携し た実践的な避難所運営訓練を行うなど、災害対応力の向上を図る。
- ○地域や事業所が行う防災活動への支援,ボランティアが円滑に活動できる体制づくり,調布 市防災教育の日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関 と連携した総合防災訓練などを通じて,地域の防災力を向上していく。
- ○市民による自主的な防災組織を充実・強化するため、防災市民組織の結成と活動を促進する とともに、市内大学や民間事業者と連携し、地域の防災力を向上する。

1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【消防団の対応能力の向上】

○様々な災害に対応するため、災害状況などの的確な情報送信や、消防団員による有効かつ効率的な活動が可能となるよう、ポンプ車や装備品の更新、火災伝達システム及びAED装備などの維持管理により、消防団の対応能力の向上を図るとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させる。また、消防活動体制の整備として消防団団員の確保を進めながら、機能別消防団員について、他団体の事例等を参考に調査・研究していく。

【常備消防力(消火, 救急, 救命等)の向上】

○本市は常備消防を東京消防庁に委託していることから,三多摩地区消防運営協議会を通じて 常備消防力の強化について働きかけていく。

【消防水利の整備・維持管理】

○大規模災害に備えるため、計画的に防火貯水槽の整備と設置の促進を図るとともに、民間事業者への開発指導を適切に行うことで消防水利の充実を図っていく。

【市民との協働及び防災関係機関との連携による地域防災力の向上】(再掲)

- ○消防団の人員の確保を図るため、市内の事業者等と連携を密にし、人員確保に努めるととも に、調布消防署等と協議して装備・訓練の充実を図る。
- ○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を進める。こうした 視点を踏まえ、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策に より室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する。さらに、消防団装備・訓 練の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進や自主防災組織等の充実強化、調布市 防災教育の日を通じた地域防災力の強化を推進するとともに、地域住民や関係団体と連携し た実践的な避難所運営訓練を行うなど、災害対応力の向上を図る。
- ○地域や事業所が行う防災活動への支援、ボランティアが円滑に活動できる体制づくり、調布

市防災教育の日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練などを通じて,地域の防災力を向上していく。

○市民による自主的な防災組織を充実・強化するため、防災市民組織の結成と活動を促進する とともに、市内大学や民間事業者と連携し、地域の防災力を向上する。

【住宅・建物等の出火の防止・延焼の抑制】

- ○駅前等の狭隘道路等の解消地域外の狭隘道路や木造住宅密地域について把握し,関係部署と 連携を図り解消に努めていく。
- ○震災時の火災予防・被害軽減のため、各種調査検証、研究等を行う。また、木造住宅密集地域において、市街地の不燃化や、延焼遮断等に有効な主要な都市計画道路の整備を行うなど、様々な施策を講じ、燃え広がらない・燃えないまちづくりを推進する。また、安全で良好な都市環境保全のため、敷地面積の最低限度などを検討する。さらに、円滑な消防活動のため、防火水槽及び深井戸の整備や河川水を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進する。

【公共建築物の出火の防止・延焼の抑制】

- ○公共施設の防火対策として,定期的に施設利用者を含めた自衛消防訓練の実施や消防法に基づく消防用設備等点検を実施するとともに,継続的な維持保全に取り組むなど,ソフト,ハード両面の取組を実施する。
- ○公共施設の防火対策として,指定管理者等と連携し,自衛消防隊の訓練の充実や防火設備の 適切な管理を推進する。
- ○調布消防署,調布市消防団や地域の防火・防災組織が連携し,歴史的文化財の防火演習を実施する。

【防災・減災・安全対策の推進 (ハード・ソフト両面の対策)】(再掲)

○調布駅周辺の大型公共施設(グリーンホール,総合福祉センター)は、施設の老朽化が進んでいるため、周辺地域のまちづくりとの連動や災害時の防災拠点としての機能の確保などを踏まえ、移転更新などに向けた整備の考え方をまとめるなど、計画的に取組を進める。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【堤防や水門等の耐震対策の推進】

○想定される最大級の地震が発生した場合においても,各施設の機能を保持するため,樋管等 の耐震対策を推進する。

【陸こうの安全対策及び樋管(樋門)等の遠隔制御システムの導入】

○広域にわたる浸水被害及び多数の死者の発生を防止・軽減するため、また、施設の操作従事者の安全確保を最優先するため、陸こうの削減及び樋管(樋門)の遠隔制御システムの導入を図り、防災機能強化及び効果的な管理運用を推進する。

【流域別豪雨対策計画等による治水・安全対策(集中豪雨等への対策強化)】

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第2節 強靱化を推進する対策

○時間 50 ミリ降雨に対応した治水安全度を向上させるとともに,「東京都豪雨対策基本方針(改定)」及び「野川流域豪雨対策計画」における目標設定を受け,時間 65 ミリ降雨に対応できるよう,流域対策やまちづくり対策を推進する。

【下水道施設整備による治水・安全対策 (集中豪雨等への対策強化)】

○降雨特性や、浸水被害の発生状況等を踏まえて、雨水流出抑制(雨水貯留施設・雨水浸透施 設の整備等)など流域対策を進め、水害対策の強化を図る。

【浸水災害対策の充実・強化】

○大規模な水害時には浸水による被害が広範囲に及ぶとともに、水害による被害額は際立って 大きくなることから、浸水想定区域における浸水防止対策を強化するとともに、市民への事 前の備えについて周知を図る。

【河川整備による治水・安全対策(集中豪雨等への対策強化)】

○河川では,護岸等を整備するとともに,調節池等の施設を検討し,市内全域の調節池貯留量 を拡大するなどして,浸水被害を軽減する。

【河川への放流・調整による治水・安全対策 (集中豪雨等への対策強化)】

○下水道から河川への放流量の段階的増量や雨水排水ポンプの資機材確保等,河川と下水道の 連携策を推進する。

【避難に役立つ情報収集・情報伝達】

- ○「洪水ハザードマップ」を作成し、公表等の避難に役立つ情報の取得方法について事前の周知に努め、発災時には河川水位、雨量情報の提供、洪水予報等の防災情報を適時・適切に発信していく。
- ○河川水位、雨量、洪水予報等の防災情報の発信、公表等の避難に役立つ情報のより一層の充 実を図る。
- ○災害の状況を迅速かつ的確に市民に伝えるため,災害対策本部等と連携したうえで情報提供 を行う。
- ○現在,緊急情報を提供している,防災行政無線,市ホームページ,調布市防災・安全情報メール,ツイッター,フェイスブック,調布FMなどの伝達手段の充実と技術革新と併せた情報伝達手段の多様化を進める。
- ○市民が正確な情報を入手できるよう, 高齢者や障害者, 外国人等にも配慮した多様な手段で 情報発信するとともに多言語や, やさしい日本語による情報発信を推進する。
- ○要支援者は避難に関する情報を適切に受け取ることや、情報に基づいて判断したり行動する ことが困難な場合があるため、避難情報等を要支援者本人や家族に提供する環境の整備を進 める。
- ○河川や市内水路の水位,雨量情報の提供,洪水予報等の防災情報の発信,浸水予想区域図の 作成,公表等の避難に役立つ情報の充実をより一層図る。

【自然との共生及び環境との調和】

- ○崖線や河川敷等の連続したまとまりのある緑を適切に維持管理し,市内の自然環境の基盤と なる緑を保全する。
- ○街並みの背景にある崖線の緑,河川敷等の水辺空間が持つイメージを活かした都市景観づく りに取り組む。

【タイムラインの活用による地域防災力の向上 (自助・共助の仕組みづくり)】

- ○台風接近時における事前の防災行動を時系列に沿って整理した防災行動計画(マイ・タイム ライン)について,防災市民組織や自治会・地区協議会や出前講座や調布市防災教育の日な どを通じて,推進していく。また,出水期の活用状況等を踏まえ充実・改善を図るとともに,タイムラインに基づいた避難所の開設・運営について,地域住民や関係団体等とも連携し,実行力を高めていく。
- ○市と協定を締結している自治会等が水害時の避難行動を整理できるように,避難支援者連絡 会等を通じて,タイムラインの紹介や体験ができる場を提供する。

【近隣自治体との広域連携や関係団体等との連携】

- ○国、都、多摩川流域自治体と連携して総合的な治水対策の取組を推進していく。
- ○災害時の情報収集や発信方法について、近隣自治体とも連携しながら、効果的なコミュニティFMとの連携のあり方について検討を進めていく。
- ○民間事業者の技術を取り入れた情報発信の方法について検討を進めていく。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

【土砂災害防止対策の充実・強化】

○土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤や 法枠工などの砂防施設の整備、崖線、擁壁等の安全対策を推進する。この内、土砂災害特別 警戒区域内の避難所や病院等のうち移転等が困難な施設においては、施設の状況に応じて土 砂災害対策施設の整備を優先的に推進する。

【市民との協働による土砂災害への備え(自助・共助の仕組みづくり)】

- ○土砂災害に対して、都と連携し、危険な箇所を住民に周知するとともに、警戒避難体制の確立に向け、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表や土砂災害警戒区域等の指定に伴う周知、土砂災害ハザードマップの普及・啓発を推進していく。
- ○土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に位置している避難所や病院等の要配慮者利用 施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練の実施を推進していく。
- ○実践的な災害対策・避難訓練の実施、要配慮者等への支援を推進していく。

【避難に役立つ情報収集・情報伝達】(再掲)

○自然災害の防止・軽減に向け、関係機関や市民がより適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、予報精度の向上や伝達体制の強化を気象庁等に働きかけていく。また、公園の防災機能マップなど、円滑な避難に役立つ防災情報の適時適切な提供を推進していく。

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第2節 強靱化を推進する対策

- ○災害の状況を迅速かつ的確に市民に伝えるため、関係課が連携し組織的に活動する体制の整備を図る。
- ○現在,緊急情報を提供している,防災行政無線,市ホームページ,調布市防災・安全情報メール,ツイッター,フェイスブック,調布FMなどの伝達手段の充実と技術革新に併せた伝達手段の多様化を進める。
- ○市民が正確な情報を入手できるよう, 高齢者や障害者, 外国人等にも配慮した多様な手段で 情報発信するとともに多言語ややさしい日本語での情報発信を進めていく。

【富士山噴火による降灰対策の検討】

- ○富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。そのため、各防災機関の連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織の連携を育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築、維持する。
- ○降灰した宅地,都市農地,公園緑地等について,国や都の対応状況を踏まえて,市としての 必要な対応を検討していく。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【要配慮者対策の推進(要配慮者等への迅速かつ的確な情報伝達)】

○高齢者,障害者等の要支援者の支援体制を整備するに当たり,自治会等との協定締結の促進, 個別支援計画作成の支援,避難行動要支援者の支援を想定した情報伝達や安否確認,避難場 所への誘導などの避難訓練など,平時からの対策を推進する。

【情報伝達手段の整備 (ハード面)】

○災害発生後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、市民及び外国人を含めた来 訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を推進していく。また、情報を市民 に適切に提供できるよう、地域の広報手段として防災行政無線の整備を進めるとともに、一 人暮らしの高齢者、視覚障害者等については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確 保に配慮する。

【情報伝達手段の運用 (ソフト面)】

- ○住民等への情報提供を円滑に行うため、ホームページ等のシステムの機能強化や、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を推進する。また、要配慮者や帰宅困難者など住民のニーズにあわせた情報提供方法等の構築を図っていく。
- ○市民が必要とする災害情報の充実に向け、公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、 市報、広報車、コミュニティFM、ラジオ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージなど、様々 な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する。情報提供に当たっては、やさしい日本 語や要配慮者に配慮した情報発信など、情報を的確に伝えるための改善に取り組んでいく。
- 〇避難所受付・情報共有システムにリンクさせることで、より効率的に避難所に避難できるよう努める。

【正確な災害関連情報の収集及び迅速な公表】

- ○防災関係機関との情報伝達手段の整備に努め、防災訓練等を通じて災害対応能力の改善、強化を図っていく。また、住民等への情報提供を円滑に行うため、ホームページ等のシステムの機能強化や、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用による情報収集・発信に取り組む。
- ○関係機関や市民が、より適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、災害対策本部と連携・ 連絡を密に行うなど、避難勧告等の避難行動に関する効果的な情報発信について検討する。
- ○福祉団体等の関係機関と連携し、迅速に災害関連情報を収集するとともに、要支援者に適切 に情報が伝達できる環境を整備する。

【目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【的確な情報による物資供給ルートの確保等】

- 〇避難所等への食料・飲料水等の迅速な供給を実施するため、物資供給ルートの確保及び輸送 体制の整備や緊急輸送道路の通行機能の確保を図る。また、道路の被災状況や不足物資の把 握等、情報の的確な収集・集積及び発信に努める。
- ○震災時における市道の通行禁止箇所をあらかじめ選定してマップを作成し、関係機関、市民 に周知する。
- ○通行可能道路や渋滞状況を把握するための装置(広域監視カメラ,検知器,ドローン等)を 設置する。
- ○緊急車両や支援物資輸送車両が通行可能なルートを速やかに選定し関係機関へ統一的に情報 提供, 共有できるルールやシステムを構築する。

【家庭・事業所における備蓄品の確保・充実(自助・共助の仕組みづくり)】

○各家庭,事業所等における備蓄品の充実・確保及び定期的な更新について防災訓練や出前講 座等の機会を活用し周知する必要がある。また,地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等 を実施することで市民の防災行動力の向上を図る。

【避難所等における備蓄品の確保・充実】

〇避難所における応急給水栓,井戸等整備による飲料水,生活用水の確保のほか,暑さ寒さ対 策用品,洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備を行う。また,備蓄倉庫の 確保充実を進め、食料の備蓄や必要な資器材を整備するなど,避難所機能の強化を図る。

【災害時の物資輸送体制の整備】

○災害発生時の物資輸送を的確に行うためには,支援物資等を受け入れる輸送拠点の管理運営 体制の確立にはじまり,物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や 連絡体制を整備し,発災時における円滑な物資輸送を行う。

【協定事業者との連携の強化】

○災害時における生活必需品等の確保や迅速かつ円滑な物資調達を図るため、事業者との協定 等による調達体制を構築していくとともに、協定事業者との訓練の実施等により協定事業者 との連携を更に強化する。

【高速道路ネットワークの整備】

○緊急物資等の円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道路ネットワークを完成させる。

【多様な輸送手段の活用】

○輸送拠点や防災備蓄倉庫から各避難所等への物資配布方法の確立や車両燃料の確保を図り、

災害発生時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。また,民間の物流事業者 等の協力を得るため,協定等の締結を行っていく。

【迅速な応急給水体制の構築】

○災害時に防災拠点を担う文化会館たづくりでの飲料水等の確保や、給水拠点での地域住民と 連携した円滑な給水体制の構築を進めるとともに、東京都や広域的な支援による応急給水体 制の構築を進める。また、避難所における応急給水用資器材の動作確認や災害用井戸の点検 等を実施し、給水施設の整備を図る。

【道路、交通施設、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化及び災害対応力の強化】(再掲)

- ○沿道建築物の倒壊を避けるため、耐震化を支援する。
- ○調布市道路網計画(平成28年3月策定)に基づき,都市計画道路と生活道路の整備を進める。

2-2 警察, 消防, 自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【救助・救急体制の整備】

- ○消防機関への応援要請を速やかに行えるよう情報連絡体制を整える。
- ○自衛隊、警察、消防等救出救助機関からの応援部隊の迅速な受入態勢の整備を推進する。

【常備消防力(消火, 救急, 救命等)の向上】(再掲)

○本市は常備消防を東京消防庁に委託していることから,三多摩地区消防運営協議会を通じて 常備消防力の強化について働きかけていく。

【市民との協働及び防災関係機関との連携による地域防災力の向上】(再掲)

- ○消防団の人員の確保を図るため、市内の事業者等と連携を密にし、人員確保に努めるととも に、調布消防署等と協議して装備・訓練の充実を図る。
- ○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を進める。こうした 視点を踏まえ、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策に より室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する。さらに、消防団装備・訓 練の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進や自主防災組織等の充実強化、調布市 防災教育の日を通じた地域防災力の強化を推進するとともに、地域住民や関係団体と連携し た実践的な避難所運営訓練を行うなど、災害対応力の向上を図る。
- ○地域や事業所が行う防災活動への支援,ボランティアが円滑に活動できる体制づくり,調布 市防災教育の日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関 と連携した総合防災訓練などを通じて,地域の防災力を向上していく。
- ○市民による自主的な防災組織を充実・強化するため、防災市民組織の結成と活動を促進する とともに、市内大学や民間事業者と連携し、地域の防災力を向上する。

【近隣自治体、救助・救急・医療等の関係機関との連携】

○災害時に防災関係機関と連携した迅速な応急対策を実施するため,災害時に有効に機能する 通信網を確保するとともに,情報共有の体制を整備する。また,東京都や防災関係機関との 合同訓練などを通じて,災害応急対策の実効性を高める。

【警察、消防施設等の耐災害性の推進】

- ○複雑多様化する災害に対応するため、地域内の災害活動拠点となる市施設における消防資機 材の充実や、警察、消防施設の耐災害性の強化とともに、災害活動拠点となる施設の耐震性・ 安全性の強化や外装材等の非構造部材の耐震化を進める。
- ○災害時活動拠点となる消防団各分団の機械器具置場は、耐震化が図られているものの、建設 から年数が経過しているため、建替えや改修など適切な維持保全を実施していく。

【受援体制の整備】

- ○被害の状況に応じた機動的な対応や、都、自衛隊をはじめとした防災関係機関との迅速かつ 円滑な連携ができる体制の強化を図る。一方で、一自治体単独での対応には自ずと一定の限 界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援体制の構築につ いて東京都に働きかける。また、応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保も進める。
- ○応援部隊を投入すべき現場を速やかに選定できるよう、被災状況を正確に把握する体制や選 定の意思決定方法をあらかじめ関係機関と協議し検討を進める。

【市立公園の防災機能強化】

- ○都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、農地、河川など様々な空間を活用し、震災時の防災拠点としての機能を向上させ、これらの防災拠点が連携し、迅速な救援・復興活動ができるよう防災ネットワークを形成する。
- ○一時集合場所となる市立公園等に,集合した人々が安全に避難所に避難できるよう,避難ルートの周知を図る。

2-3 救助・救急, 医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【エネルギー供給体制の確保】

- ○災害拠点病院及び災害拠点連携病院が、自家発電に必要な燃料等を確保できる体制を整備するため、関係団体と協定を締結するなどして供給体制を確立する。
- ○防災拠点となる公共施設の非常用電源及び燃料の確保,燃料供給体制の確立,再生可能エネルギーの利用の検討を行っていく。
- ○長期の停電によるリスクを回避し、エネルギー供給の自立化・多様化を図るため、災害時の みならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムや自家発電 機による電力確保など、自立分散型エネルギーシステムの導入により、発災後も都市の機能 を維持するよう検討を進める。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

【総合的な帰宅困難者対策の推進】

○帰宅困難者自身の安全の確保や、応急活動を円滑に行うため、東京都帰宅困難者対策条例の 内容の周知、訓練の実施、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰 宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を帰宅困難者等対策協議会と連携して、推進する。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【多様な通信・情報伝達手段の確保】

- ○災害時には通信網が機能しなくなり、負傷者や医療従事者が医療機関に円滑にたどり着けないなどのおそれがあるため、医療関係機関に多様な通信・情報提供手段を確保して医療救護活動に関する情報連絡網を維持する。
- ○発災時に市内医療機関を統括して医療資源の効率的運用ができるように,情報収集・連絡体制の構築を進める。

【輸送体制の強化】

- ○輸送拠点や防災備蓄倉庫から各避難所等への物資配布の方法の確立,物資の集配・拠点ほかの管理運営,燃料の確保を図る。また,道路の状況の確認,輸送路の確保など,災害発生時における円滑な物資輸送を可能とする体制の構築を進める。
- ○民間の物流事業者等の協力を得るため、協定等の締結を行っていく。

【医療救護体制の整備】

○調布市災害医療コーディネーターを中心とした医療対策拠点及び市内の関係機関との情報連絡体制を構築する。また、調布市災害医療コーディネーターと東京都災害医療コーディネーターとの情報連絡体制を構築する。

【緊急医療救護所等の耐震化の推進】

○医療施設における安全と災害時の医療体制の確保を図るため,災害拠点病院等の耐震診断, 耐震補強等の耐震化を推進する。

【道路、交通施設、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化及び災害対応力の強化】(再掲)

- ○災害時においても交通や物流を確保し,道路閉塞による救助・救援,緊急物資輸送等への支 障を防止するため,橋梁の新設・架け替え・耐震化の実施や,道路斜面の安全対策,無電柱 化の推進,沿道建築物の耐震化など,道路の通行機能の確保に取り組む。
- ○震災時における市道の通行禁止箇所をあらかじめ選定してマップを作成し、関係機関、市民 に周知する。
- ○通行可能道路や渋滞状況を把握するための装置(広域監視カメラ,検知器,ドローン等)を 設置する。
- ○緊急車両や支援物資輸送車両が通行可能なルートを速やかに選定し関係機関へ統一的に情報 提供、共有できるルールやシステムを構築する。
- ○調布市道路網計画(平成28年3月策定)に基づき,都市計画道路と生活道路の整備を進める。
- ○市内には、開かずの踏切が5箇所存在しており、この踏切の抜本的な改善に向けて取り組む。

【迅速な道路啓開に向けた連携体制の構築】

○災害時においても交通や物流を確保し,道路閉塞による救助・救援,緊急物資輸送への支障 を防止するため,がれき等の除去に不可欠な重機類,資機材等の確保に向けた対策と協力体 制の確立を進める。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【予防接種や消毒・害虫駆除の実施】

- ○平時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種や,必要に応じた消毒・害虫駆除を 実施しておく。
- ○避難所における感染症対策を考慮した避難所運営マニュアルを作成するとともに, 市や地域 の方々との避難所運営訓練を重ね, 避難所運営の改善, 強化を図っていく。
- ○感染症対策物資の確保, 充実を図っていく。

【避難所における衛生管理】

○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所マニュアルを整備し(衛生・環境管理の明記)、避難所における飲料水、食品の安全確保、室内環境の調査、トイレやごみ保管場所の適正管理などを推進していく。また、感染症への対応として、保健所等の関係機関と更なる連携を図っていく。

【広域火葬体制の構築】

○大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが 不可能になるおそれがあるため、都への広域火葬の応援・協力要請や、移送用車両や棺等の 資機材の手配等、広域火葬の円滑な実施を行える体制を構築する。

【下水道機能の維持 (業務継続計画の作成, 体制の整備)】

○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、既に策定済みの下水道BCPを、下水道施設の耐震化と合わせて適切に見直していくなど、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

【飼養動物の同行避難の体制づくり】

○都や獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりや、避難所における適正な飼養 についての普及啓発を進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整 備していく。また、平時より市民に対して飼養動物の備蓄品の確保など同行避難の方法につ いて周知していく。

【目標3】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【治安の維持・安全の確保】

○避難所内や被災した住宅街における各種犯罪の発生や情報の錯そうや混乱による治安の悪化を防ぐため、パトロールと情報伝達の両面から防犯活動を行えるよう、警察や防犯ボランティア団体、市民組織等と情報伝達の仕組みやルール作り、訓練等により被災時でも連携が取れる体制を構築する。

3-2 市の職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下

【行政の機能維持】

- ○市の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施に直接的に影響することから、公共施設の安全対策の推進を図る。また、迅速な応急・復旧業務に対応するため、職員の初動対応能力向上を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。
- ○災害により大規模停電が発生した場合においても災害対策本部機能を確保するため,72時間 を超えた停電に対する備えとして,市庁舎の非常用電源確保に向けた設備整備を進める。
- ○市の人員のみで対応できないことを想定した受援計画をあらかじめ作成し、応急時に必要な 人員を確保できるよう対策を進める。

【事業継続計画(BCP)の適切な運用】

- ○BCPの適切な運用により見直しを行い,災害対応能力の改善,強化を図る。また,災害時においても適切に事業の継続が図れるよう,災害時行動マニュアルの整備や訓練の実施を促進する。
- ○クラウドサービスの利用をはじめとした協力事業者とのサプライチェーンマネジメントの強化を検討する。

【防災上重要な公共建築物の耐震対策の推進】

○市庁舎機能を維持するため、設備等の適正な維持保全を計画的に進める。このほかの防災上 重要な公共建築物における非構造部材の耐震化について、公共建築物維持保全の基本方針に 基づき継続して推進する。

【会計に関する災害時マニュアルの整備等】

○災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも、円滑な支払業務が出来るよう、指定金融機関と、毎年BCPに基づく訓練を行う。また、指定金融機関と支払いデータの受渡し方法、口座振込の方法、現金支払の方法について確認するなど、実践的な訓練等を定期的に実施することで、災害時にも確実に業務が遂行できるよう継続して取り組む。

【目標4】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【防災拠点における情報通信手段の多重化・多様化等】

- ○避難所を始めとする災害活動における拠点となる施設において,MCA無線や防災行政無線 (移動系)など情報通信手段の多様化や,ハイブリット発電機等による停電時の非常用電源 の確保に向けた取組を推進する。
- 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や 救助・支援が遅れる事態

【防災行政無線の整備】

○防災行政無線,防災フリーダイヤル,調布FM等の各種情報提供体制を多重化し,要配慮者 や帰宅困難者等への配慮を含め,多くの住民に適切な情報を円滑に提供できる体制を構築し ていく。

【メディアに対する迅速かつ正確な情報提供】

○災害時に市から各メディアに対し、被災情報・避難情報等重要な情報を迅速かつ正確に提供 する体制を構築に向けた検討を行う。

【情報発信手段の多重化・多様化】

- ○適切な情報を円滑に提供することが求められるため、多くの住民に情報提供できる体制を構築する。
- ○市民が必要とする災害情報の充実に向け、公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市報、広報車、コミュニティFM、ラジオ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージなど、様々な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する。また情報提供に当たっては、要配慮者や帰宅困難者、外国人等様々なニーズに配慮した情報発信を行うなど、情報を的確に伝えるための改善に取り組んでいく。

【目標5】大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不 全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

【市内中小企業の支援】

○リスクが発生した場合でも速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって非常に重要かつ喫緊の課題であるものの、都内中小企業(製造業)のBCP策定率は1.6%(策定中を含めて2.7%)にとどまっている(H24)ことから、商工会等と連携した普及啓発セミナーの開催、BCP策定支援講座の開催等により、市内中小企業のBCP策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。

【道路機能の維持管理】

○災害時においても道路機能を適切に維持するため,道路や橋梁の予防保全型管理の推進, I CTを活用するなど維持管理の高度化を行う。

【高速道路ネットワークの整備】(再掲)

○災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状 道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道 路ネットワークを完成させる。

【道路, 交通施設, 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化及び災害対応力の強化】(再掲)

- ○震災時における市道の通行禁止箇所をあらかじめ選定してマップを作成し、関係機関、市民 に周知する。
- ○通行可能道路や渋滞状況を把握するための装置(広域監視カメラ,検知器,ドローン等)を 設置する。
- ○緊急車両や支援物資輸送車両が通行可能なルートを速やかに選定し関係機関へ統一的に情報 提供, 共有できるルールやシステムを構築する。
- ○調布市道路網計画(平成28年3月策定)に基づき,都市計画道路と生活道路の整備を進める。
- ○災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため,幹線道路ネットワークの整備, 緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施,道路斜面の安全対策,無電柱 化の推進など,道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向け て,関係機関との連携体制を構築する。
- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の 耐震化について、支援する。

5-2 エネルギー供給の停止による. 社会経済活動. サプライチェーンの維持への甚大な影響

【燃料供給ルートの確保】

○燃料供給ルートを確実に確保するため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第2節 強靱化を推進する対策

携体制を構築する。

- ○災害等での停電に備え、公共施設、住宅、事業所等における電気を確保するため、再生可能 エネルギー(太陽光発電システムなど)とともに、燃料電池や蓄電池等の利用を促進する。
- ○調布市道路網計画(平成28年3月策定)に基づき,都市計画道路と生活道路の整備を進める。

5-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

【金融機関等における防災対策の推進】

○災害時に通常の会計システムが停止したなどの場合でも、円滑な支払業務が出来るよう、指定金融機関と、毎年BCPに基づく訓練を行う。また、指定金融機関と支払いデータの受渡し方法、口座振込の方法、現金支払の方法について確認するなど、実践的な訓練等を定期的に実施することで、災害時にも確実に業務が遂行できるよう継続して取り組む。

5-4 食料等の安定供給の停滞

【高速道路ネットワークの整備】(再掲)

○災害時においても円滑な輸送を確保するため、迂回機能による防災効果が期待できる三環状 道路の整備を一層推進し、首都圏の港湾や空港など陸・海・空の拠点を結ぶ広域的な高速道 路ネットワークを完成させる。

【道路, 交通施設, 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化及び災害対応力の強化】(再掲)

- ○震災時における市道の通行禁止箇所をあらかじめ選定してマップを作成し、関係機関、市民 に周知する。
- ○通行可能道路や渋滞状況を把握するための装置(広域監視カメラ,検知器,ドローン等)を 設置する。
- ○緊急車両や支援物資輸送車両が通行可能なルートを速やかに選定し関係機関へ統一的に情報 提供,共有できるルールやシステムを構築する。
- ○調布市道路網計画(平成28年3月策定)に基づき,都市計画道路と生活道路の整備を進める。
- ○災害時における物流ネットワークの維持又は早期復旧のため、幹線道路ネットワークの整備、 緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え・耐震補強等の実施、道路斜面の安全対策、無電柱 化の推進など、道路等の災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向け て、関係機関との連携体制を構築する。
- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の 耐震化について、支援する。

【中小企業等のBCPの策定】

○リスクが発生した場合でも速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって非常に重要かつ喫緊の課題であるものの、都内中小企業(製造業)のBCP策定率は1.6%(策定中を含めて2.7%)にとどまっている(H24)ことから、商工会等と連携した普及啓発セミナーの開催、BCP策定支援講座の開催等により、市内中小企業のBCP策定を促進し、危機管理対応能力の向上など、企業の事業継続力を強化する。

【目標 6 】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスのサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【自立分散型エネルギーの利用拡大】

○エネルギー供給の多様化を図るため、災害時のみならず、通常時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムや、住宅・事業所等における太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギー利用設備の設置、家庭用燃料電池や蓄電池にも活用できる電気自動車等の利用を促進するなど、自立分散型エネルギーの利用拡大に取り組む。

【エネルギーの確保】

- ○発災後も防災拠点としての機能を維持するため、再生可能エネルギーの活用を含むエネルギーの多様化、燃料供給体制の確立等により、電力供給の安定化に向けた取組を推進する。
- ○再生可能エネルギーやLPガス等の活用を検討するとともに民間事業者と連携して発災時のエネルギーの確保を進める。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【水道施設の耐震化の推進・給水機能の維持】

○水道施設の安全化対策として、水道施設の耐震性を強化するための整備・改良を進めるとと もに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめ る。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道機能の維持(トイレ機能の確保・充実)】

○災害時におけるトイレ機能を確保するため,災害時に多くの帰宅困難者が発生しトイレ機能 の需要が見込まれる駅などの施設においても耐震化を進めていく必要がある。また,一時集 合場所となる公園等におけるトイレ機能の適正配置に努める。

【下水道機能の維持(下水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進)】

○調布市の下水道施設には下水道管などの管路施設と仙川汚水中継ポンプ場があり、避難所等からの排水を受ける小口径管路約20kmの耐震化が完了している。管路の新設により施設の廃止を予定している仙川汚水中継ポンプ場を除き、その他の管路について、引き続き耐震化を進めていく。

【下水道機能の維持(非常用発電設備など電源供給の確保)】

○大規模停電時や計画停電により電力が不足した場合においても下水道機能を維持するためには、仙川汚水中継ポンプ場に整備した非常用発電設備の適切な維持管理を進める。

【下水道機能の維持(業務継続計画の作成、体制の整備)】(再掲)

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第2節 強靱化を推進する対策

○災害等に伴う下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し,速やかな復旧を可能にするため,既に策定済みの下水道BCPを,下水道施設の耐震化と合わせて適切に見直していくなど,ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【迅速な道路啓開に向けた連携体制の構築】(再掲)

- ○震災時における市道の通行禁止箇所をあらかじめ選定してマップを作成し、関係機関、市民 に周知する。
- ○通行可能道路や渋滞状況を把握するための装置(広域監視カメラ,検知器,ドローン等)を 設置する。
- ○緊急車両や支援物資輸送車両が通行可能なルートを速やかに選定し関係機関へ統一的に情報 提供、共有できるルールやシステムを構築する。
- ○緊急輸送道路等の通行機能を確保し、発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、がれき等の除去に不可欠な重機類、資機材等の確保に向けた対策と協力体制の確立を行い、災害時の輸送体制を強化する。

【道路、交通施設、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化及び災害対応力の強化】(再掲)

- ○災害時において、緊急輸送道路の機能を確保するため、幹線道路整備に重点的に取り組むと ともに、橋梁の新設・架け替え・耐震化の実施や、道路斜面の安全対策の実施など、道路の 防災対策に取り組む。
- ○調布市道路網計画(平成28年3月策定)に基づき,都市計画道路と生活道路の整備を進める。
- ○市内には、開かずの踏切が5箇所存在しており、この踏切の抜本的な改善に向けて取り組む。
- ○災害時における鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るため, 高架橋及び橋上駅舎等の耐震補強を,未実施箇所について引き続き促進させる。
- ○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の 耐震化について、支援する。

【道路機能の維持管理】(再掲)

○災害時においても道路機能を適切に維持するため、橋梁の予防保全型管理の推進、ICTを 活用するなど維持管理の高度化を行う。

【輸送体制の強化】(再掲)

○災害時の活動拠点を整備するとともに、緊急輸送用道路の障害物除去及び陥没や亀裂等の応 急補修体制を整え、災害時の輸送体制を強化する。

【目標7】制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

【常備消防力(消火, 救急, 救命等)の向上】(再掲)

○本市は常備消防を東京消防庁に委託していることから,三多摩地区消防運営協議会を通じて 常備消防力の強化について働きかけていく。

【消防水利の整備・維持管理】(再掲)

○消防水利の整備を図るため消防署と連携を密にし、水利不足地域等に積極的に設置をしてい く。

【住宅・建物等の出火の防止・延焼の抑制】(再掲)

- ○駅前等の狭隘道路等の解消地域外の狭隘道路や木造住宅密地域について把握し,関係部署と 連携を図り解消に努めていく。
- ○大規模災害に備えるため、計画的に防火貯水槽の整備と設置の促進を図るとともに、民間事業者への開発指導を適切に行うことで、消防水利の充実を図っていく。
- ○震災時の火災予防・被害軽減のため、木造住宅密集地域の解消や市街地の不燃化、延焼遮断帯の整備を行うなど、有効な施策を検討し、燃え広がらない・燃えないまちづくりを目指す。また、木造住宅密集地域については、市民や事業所へ木造住宅における防災対策についての指導・啓発を徹底し、生活道路等の整備とあわせ、不燃化・耐震化を促進することにより、防災性の確保を図る。
- ○安全で良好な都市環境保全のため、敷地面積の最低限度などを検討する。
- ○円滑な消防活動のため耐震性貯水槽の整備や,事業者等に事業規模や地域の水利状況に応じた貯水槽(40 t あるいは 100 t)の設置の要望等,消防水利の整備を促進する。
- ○調布市道路網計画(平成28年3月策定)において,都市計画道路と生活道路の整備を進める。

【公共建築物の出火の防止・延焼の抑制】(再掲)

- ○公共施設の防火対策として,定期的に施設利用者を含めた自衛消防訓練の実施や消防法に基づく消防用設備等点検を実施するとともに,継続的な維持保全に取り組むなど,ソフト,ハード両面の取組を実施する。
- ○公共施設の防火対策として,指定管理者等と連携し,自衛消防隊の訓練の充実や防火設備の 適切な管理を推進する。
- ○調布消防署,調布市消防団や地域の防火・防災組織が連携し,歴史的文化財の防火演習を実施する。

【防災・減災・安全対策の推進(ハード・ソフト両面の対策)】(再掲)

○調布駅周辺の大型公共施設(グリーンホール,総合福祉センター)は、施設の老朽化が進んでいるため、周辺地域のまちづくりとの連動や災害時の防災拠点としての機能の確保などを踏まえ、移転更新などに向けた整備の考え方をまとめるなど、計画的に取組を進める。

【市民との協働及び防災関係機関との連携による地域防災力の向上】(再掲)

- ○消防団の人員の確保を図るため、市内の事業者等と連携を密にし、人員確保に努めるととも に、調布消防署等と協議して装備・訓練の充実を図る。
- ○地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組を進める。こうした 視点を踏まえ、被災者が安全に避難する対策として、家具類の転倒・落下・移動防止対策に より室内における避難路の確保や出火防止などの対策を推進する。さらに、消防団装備・訓 練の充実強化を進めるとともに、応急手当の普及促進や自主防災組織等の充実強化、調布市 防災教育の日を通じた地域防災力の強化を推進するとともに、地域住民や関係団体と連携し た実践的な避難所運営訓練を行うなど、災害対応力の向上を図る。
- ○地域や事業所が行う防災活動への支援,ボランティアが円滑に活動できる体制づくり,調布 市防災教育の日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関 と連携した総合防災訓練などを通じて,地域の防災力を向上していく。
- ○市民による自主的な防災組織を充実・強化するため、防災市民組織の結成と活動を促進する とともに、市内大学や民間事業者と連携し、地域の防災力を向上する。

【消防団の対応能力の向上】(再掲)

- ○様々な災害に対応するため、災害状況などの的確な情報送信や、消防団員による有効かつ効率的な活動が可能となるよう、ポンプ車や装備品の更新、火災伝達システム及びAED装備などの維持管理により、消防団の対応能力の向上を図るとともに、各種訓練等による災害対応能力及び連携能力を向上させる。また、消防活動体制の整備として消防団団員の確保を進めながら、機能別消防団員について、他団体の事例等を参考に調査・研究していく。
- ○消防団装備・訓練の充実強化に加え、防災訓練及び要配慮者の安全対策の推進等により、地域の災害対応力の向上を図る。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊、地下構造物の倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺

【道路,交通施設,緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化及び災害対応力の強化】(再掲)

○大規模災害時の救助活動の生命線であり、復興の大動脈となる緊急輸送道路の沿道建築物の 耐震化について、支援する。

【交通の安全と円滑化】

- ○沿道建築物等の倒壊により道路交通に障害を来す際の対応について,平時から警察,道路管理者,防災関係機関との連携体制を構築しておく。
- ○震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する。また,災害対策基本法に 規定する指定機関等が保有する車両で,かつ,災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のあ る車両については,緊急通行車両等の事前届出を行い,迅速かつ円滑に災害応急対策を実施 するための準備を整えておく。

【信号機の停止の回避】

○沿線・沿道の建物崩壊などによって、市内の信号機の作動に支障が生じるおそれがある。そのため、発災時の電力停止、信号機の損傷という事態においても交通規制措置がとれるよう、 所要の資機材を整備するとともに、災害普及資機材もあわせて整備し、復旧時対策に万全を 期する。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地の保全】

- ○市街化区域内農地は,防災上火災発生時の延焼防止や地震発生後の一時待機場所や被災者へ の生鮮食料品の供給等多くの役割を担うことから,保全に努めていく。
- ○地域防災計画に基づく「災害時協力農地」の防災機能を発揮するともに、都市農地に対し、 保全のための各種施策の活用や所有者の協力を得ることにより、火災の延焼防止等の機能な ど、防災上重要な役割を担っている緑の空間やオープンスペースの保全を図っていく。また、 市内農地が被災した際には、国・都及び関係機関と連携し、補助事業の活用等により復旧に 努める。

【保全すべき緑地の公有化】

○自然環境の有する防災・減災機能を維持するための緑を将来にわたって確保するため、保全制度を活用し、保全すべき緑地の公有地化を検討するほか、地域制緑地制度等を活用し緑地の保全を図る。

7-4 風評被害等による市政や市民生活等への甚大な影響

【正確な災害情報の収集、正しい情報の適時・適切な発信】

- ○宿泊施設等において,建物の安全・安心情報の発信を強化することにより,市民や外国人が 安心して建物を利用できる環境を整備する。
- ○災害発生後,正確な情報を迅速に収集・集積・発信するために,情報連絡体制の整備を進める必要がある。また,避難所等におけるデマ情報や差別,偏見等による被害や地域の観光・経済や市民生活への風評被害を防止するために,情報の発信体制を強化し,市民や外国人が正確な情報を収集できる環境を整備する。
- ○迅速かつ的確に市民に伝えるため、関係課や機関が連携し組織的に活動する体制の整備を図る。
- ○現在,緊急情報を提供している,防災行政無線,市ホームページ,調布市防災・安全情報メール,ツイッター,フェイスブック,調布FMなどの伝達手段の充実と技術革新に併せた伝達手段の多様化を進める。
- ○市民が正確な情報を入手できるよう, 高齢者や障害者, 外国人等にも配慮した多様な手段で 情報発信するとともに多言語ややさしい日本語での情報発信を進めていく。

【情報伝達手段の整備 (ハード面)】(再掲)

- ○災害発生後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、市民及び外国人を含めた来 訪者への情報提供、住民相互の情報伝達についての対策を推進していく。また、情報を市民 に適切に提供できるよう、地域の広報手段として防災行政無線の整備を進めるとともに、一 人暮らしの高齢者、視覚障害者等については、的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確 保に配慮する。
- ○公共空間, 市立施設等に災害時に市民が活用可能な一定の容量等を備えた Wi-Fi アンテナや

第2章 脆弱性評価及び強靱化を推進する対策/第2節 強靱化を推進する対策

デジタルサイネージを整備するとともに,災害時に多言語による災害情報を提供できるよう に体制を充実強化する。

【情報伝達手段の運用 (ソフト面)】(再掲)

○市民が必要とする災害情報の充実に向け、公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市報、広報車、コミュニティFM、ラジオ、ケーブルテレビ、デジタルサイネージなど、様々な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する。また情報提供に当たっては、要配慮者や帰宅困難者、外国人等様々なニーズに配慮した情報発信を行うなど、情報を的確に伝えるための改善に取り組んでいく。

【目標8】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【廃棄物処理施設の整備、維持管理】

○「調布市災害廃棄物処理マニュアル」は、平成 26 年に策定済みである。そのマニュアルに基づき、災害廃棄物を仮置きするためのスペースの確保を進める。

【災害廃棄物の適正処理】

- ○大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、市の処理体制を構築するとともに、民間団体や近隣自治体、一部事務組合との協力体制を構築する。
- 8-2 復興を支える人材等(専門家, コーディネーター, 労働者, 地域に精通した技術者等) の不足, より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【迅速な救援・復旧活動等のための受援体制の確立及び関係機関との連携体制の構築】

○首都直下地震等の発生の切迫性が指摘されていることも踏まえると,受援・応援体制の整備 や協定を締結している遠隔地の自治体や応援要請を行う関係機関との連携について,総合防 災訓練などの機会を通じて体制を強化していく。

【迅速な道路啓開に向けた連携体制の構築】(再掲)

- ○災害時においても交通や物流を確保し,道路閉塞による救助・救援,緊急物資輸送への支障を防止するため,がれき等の除去に不可欠な重機類,資機材等の確保に向けた対策と協力体制の確立を進める。
- ○震災時における市道の通行禁止箇所をあらかじめ選定してマップを作成し、関係機関、市民 に周知する。
- ○通行可能道路や渋滞状況を把握するための装置(広域監視カメラ,検知器,ドローン等)を 設置する。
- ○緊急車両や支援物資輸送車両が通行可能なルートを速やかに選定し関係機関へ統一的に情報 提供、共有できるルールやシステムを構築する。
- ○発災後の道路啓開作業等を円滑に行うため、日常からの市内事業者等との連絡体制の構築、 応急対策の協力に関する協定の整備が必要である。

【復旧・復興を支える人材の育成】

○災害時に災害ボランティアが直ちに活動できるよう,ボランティアのコーディネートを担う 人材の育成及びスキルを維持する対策を進める。

8-3 地域コミュニティの崩壊,治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【震災復興マニュアルの策定と都市復興の連携】

○都市の復興及び生活の復興を図る上で必要な対策の検討を行い、震災復興マニュアルの策定

を進めていく。

○震災後の迅速な都市復興に向けた,事前の体制整備や事前対策の取組について,都,他区市 町村等と連携して推進する。

【迅速な都市復興への取組の強化】

○都が発行している「市街地の事前復興の手引」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画 の事前検討や復興訓練の実施等、事前対策を推進し、迅速な都市復興への取組を強化する。

【公共建築物の耐震化の推進】(再掲)

○特定天井や経年的に劣化する外装材等の非構造部材について,公共建築物維持保全の基本方 針に基づき継続して推進する。

【防災・減災・安全対策の推進 (ハード・ソフト両面の対策)】(再掲)

○調布駅周辺の大型公共施設(グリーンホール,総合福祉センター)は、施設の老朽化が進んでいるため、周辺地域のまちづくりとの連動や災害時の防災拠点としての機能の確保などを踏まえ、移転更新などに向けた整備の考え方をまとめるなど、計画的に取組を進める。

【治安確保に向けた警察機能の維持】

- ○発災直後からの災害応急対策を迅速かつ効果的に行うため、災害派遣隊の受入れに向けた活動拠点の確保や的確な運営に向けた検討を進める。
- ○応援部隊を投入すべき現場を速やかに選定できるよう、被災状況を正確に把握する体制や選 定の意思決定方法をあらかじめ関係機関と協議し検討を進める。

【被災者の生活再建のための支援体制の充実】

- ○り災証明書の発行及び災害対策基本法第90条の3に基づく被災者台帳の作成については、被 災者生活再建支援システムを活用し、り災証明書を速やかに発行できる体制を構築する。
- ○平常時から住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体との連携を図るため、 市が新たに導入予定のり災証明書発行システムの操作研修の実施、他自治体が行っているり 災証明書発行訓練の視察や参加など、発災時を想定した訓練の実施や、東京都被災者生活再 建支援協議会での情報共有など、り災証明書を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施 体制の確保を図る。
- ○大災による被害状況調査及びり災証明書の発行について、東京消防庁と連携を図る。

【地域コミュニティ活動の推進】

○防災市民組織の結成と活動促進,地域や事業所が行う防災活動への支援,ボランティアが円滑に活動できる体制づくり,調布市防災教育の日の取組をはじめとした防災教育の推進,地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練などを通じて,地域の防災力を向上する必要がある。また,外国人に対して,多言語及びわかりやすい日本語,ユニバーサルデザインのサイン等での情報提供方法を構築し,調布市国際交流協会と連携して平常時から情報提供を行っていく。

8-4 劣悪な避難生活環境,不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【避難所の円滑な開設及び管理運営体制の充実】

- ○災害関連死の抑制にも影響する,避難所等における良好な生活環境の確保に向けて,避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や妊産婦・子どものいる家庭,要配慮者のニーズに応じた対策,新型コロナウイルス感染症拡大防止対策,車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への対策を推進する。また,地域と協働し,避難所運営マニュアルの内容を検証し,必要に応じて改定を行う。
- ○男女共同参画や要配慮者の視点を取り入れた避難所運営等を行う。

【避難勧告等の的確な判断・迅速な伝達】

- ○災害関連情報の正確な収集・集積・発信を行うため、東京都や近隣自治体、防災関係機関体等との情報連絡体制の整備を図る。また、迅速かつ的確な避難勧告・避難指示の発信や避難誘導・衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。
- ○的確な避難勧告・避難指示,避難誘導,避難所情報の迅速な伝達により,住民の避難全般に わたる対策を総合的に推進する。
- ○災害の状況を迅速かつ的確に市民に伝えるため、関係課や機関が連携し組織的に活動する体制の整備を図る。
- ○現在,緊急情報を提供している,防災行政無線,市ホームページ,調布市防災・安全情報メール,ツイッター,フェイスブック,調布FMなどの伝達手段の充実と技術革新に併せた伝達手段の多様化を進める。
- ○市民が正確な情報を入手できるよう, 高齢者や障害者, 外国人等にも配慮した多様な手段で 情報発信するとともに多言語ややさしい日本語での情報発信を進めていく。
- ○的確な避難勧告・避難指示,避難誘導や衛生管理,感染症対策の徹底等による避難所生活の 安全・安心の確保など,住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する必要がある。
- ○災害時においても、原則保育園は開設することとなっており、避難所担当職員となっている 保育士は子どもの親への引き渡し等、保育園での対応が落ち着いてから避難所へ向かうこと になる。災害時に避難所での人員確保を行う必要がある。

【避難所の生活環境の整備】

- ○携帯式トイレ,組立式トイレ,マンホール式トイレ,ベッドや仕切り板などの避難所の備蓄 品を確保し,避難所における生活環境の充実を図る。また,感染症対策に配慮した避難スペースレイアウトを検討し,避難所受入人数の適正化を図る。
- ○上下水道の復旧(特に下水道の復旧)までは相当の期間が必要なため、被災後に様々な形態 のトイレの確保を進める。
- ○避難所における非常用電源を確保するため、燃料等の危険物貯蔵に係る適切な管理面等で消 防署と連携する。
- ○避難所として利用する施設(小・中学校の体育館や教室など)については、エアコンの整備 やバリアフリー化を進める。そのため、学校施設の避難所としての機能強化とともに、生活 面・衛生面等の環境整備を推進する。

【参考①】推進方針に関連する基本計画の施策一覧

【目標1】大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

施策 01 災害に強いまちづくり

【基本計画事業】

防災市民組織の育成,調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進,防災備蓄品の確保・充実,災害情報システムの維持管理・充実,特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業,消防水利の整備・維持管理,消防団の対応能力の向上,小・中学校施設の整備(再掲),住宅の耐震化の促進(再掲),道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成(再掲),下水道施設の機能維持(再掲)

施策 04 子ども・子育て家庭の支援

【基本計画事業】

待機児童対策の推進, 学童クラブ施設の整備

施策 05 学校教育の充実

【基本計画事業】

命の教育活動の推進,小・中学校施設の整備

施策 07 共に支え合う地域福祉の推進

【基本計画事業】

地域福祉コーディネーター事業の推進、福祉人材育成事業の推進

施策 08 高齢者福祉の充実

【基本計画事業】

地域包括支援センターの充実, 見守りネットワークの推進, 地域密着型サービスの整備, 特別 養護老人ホーム等の整備

施策 09 障害者福祉の充実

【基本計画事業】

障害児・者医療的ケア支援事業、障害者グループホームの整備

施策 14 市民スポーツの振興

【基本計画事業】

スポーツ施設の整備

施策 15 地域コミュニティの醸成

【基本計画事業】

地区協議会の設立と支援、ふれあいの家の整備、市民活動支援センターの運営

施策 19 芸術・文化の振興

【基本計画事業】

芸術・文化施設の維持・補修

施策 21 良好な市街地の形成

【基本計画事業】

都市計画マスタープランの運用,地区計画制度を活用した街づくり,公共サイン計画の検討・ 運用

施策 23 良好な住環境づくり

【基本計画事業】

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 (再掲), 住宅の耐震化の促進, 空き家等対策の推 進

施策 24 安全で快適なみちづくり

【基本計画事業】

道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成,道路施設等の総合的な管理の推進,橋りょうの計画的な維持・補修

施策 25 総合的な交通環境の整備

【基本計画事業】

交通計画等の検討、自転車等駐車場の整備・有料化

施策27 水と緑による快適空間づくり

【基本計画事業】

公園・緑地、崖線樹林地の保全、公園・緑地等の整備、深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用

施策 29 快適な生活環境づくり

【基本計画事業】

下水道施設の機能維持

施策 30 平和・国際交流施策の推進

【基本計画事業】

国際交流の促進

行革プラン

積極的な市政情報の提供,公共施設マネジメントの推進,インフラマネジメントの推進,市庁舎の長寿命化等と将来的な更新の検討,グリーンホール及び総合福祉センターの在り方検討・整備の推進,学校施設における長寿命化等の推進

【目標2】大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる

施策 01 災害に強いまちづくり

【基本計画事業】

防災市民組織の育成,調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進,防災備蓄品の確保・充実,特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業,消防団の対応能力の向上,下水道施設の機能維持(再掲),消防水利の整備・維持管理,道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成(再掲)

施策 05 学校教育の充実

【基本計画事業】命の教育活動の推進

施策 07 共に支え合う地域福祉の推進

【基本計画事業】

地域福祉コーディネーター事業の推進、福祉人材育成事業の推進

施策 08 高齢者福祉の充実

【基本計画事業】

地域包括支援センターの充実, 見守りネットワークの推進, 地域密着型サービスの整備, 特別 養護老人ホーム等の整備

施策 09 障害者福祉の充実

【基本計画事業】

障害児・者医療的ケア支援事業、障害者グループホームの整備

施策 15 地域コミュニティの醸成

【基本計画事業】

地区協議会の設立と支援

施策 18 都市農業の推進

【基本計画事業】

農業経営の支援、都市農地の保全・活用

施策 23 良好な住環境づくり

【基本計画事業】

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(再掲)

施策24 安全で快適なみちづくり

【基本計画事業】

道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成,人と環境にやさしい道路の整備,道路 施設等の総合的な管理の推進,橋りょうの計画的な維持・補修

施策 29 快適な生活環境づくり

【基本計画事業】下水道施設の機能維持

【目標3】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

施策 01 災害に強いまちづくり

【基本計画事業】

防災市民組織の育成、災害情報システムの維持管理・充実、小・中学校施設の整備(再掲)

施策 02 防犯対策の推進

【基本計画事業】

地域での防犯パトロールの支援、犯罪抑止対策の推進

施策 05 学校教育の充実

【基本計画事業】

小・中学校施設の整備

施策 07 共に支え合う地域福祉の推進

【基本計画事業】

地域福祉コーディネーター事業の推進、福祉人材育成事業の推進

施策 08 高齢者福祉の充実

【基本計画事業】

地域包括支援センターの充実,見守りネットワークの推進,地域密着型サービスの整備,特別 養護老人ホーム等の整備

施策 09 障害者福祉の充実

【基本計画事業】

障害児・者医療的ケア支援事業、障害者グループホームの整備

施策 14 市民スポーツの振興

【基本計画事業】

調布市体育協会事業の支援

施策 15 地域コミュニティの醸成

【基本計画事業】

地区協議会の設立と支援

施策 19 芸術・文化の振興

【基本計画事業】芸術・文化事業の実施

行革プラン

情報システムの総合的かつ計画的な管理の推進, 災害対応能力の向上, 新型インフルエンザ等への対応, 業務上のリスクへの対応

【目標4】大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

施策 01 災害に強いまちづくり

【基本計画事業】

防災市民組織の育成、防災備蓄品の確保・充実、災害情報システムの維持管理・充実

施策 07 共に支え合う地域福祉の推進

【基本計画事業】

地域福祉コーディネーター事業の推進,福祉人材育成事業の推進

施策 08 高齢者福祉の充実

【基本計画事業】

地域包括支援センターの充実, 見守りネットワークの推進, 地域密着型サービスの整備, 特別 養護老人ホーム等の整備

施策 09 障害者福祉の充実

【基本計画事業】

障害児・者医療的ケア支援事業、障害者グループホームの整備

施策 15 地域コミュニティの醸成

【基本計画事業】

地区協議会の設立と支援

【目標 5】大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全 に陥らせない

施策 01 災害に強いまちづくり

【基本計画事業】

防災備蓄品の確保・充実,特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業,道路網計画に基づく 計画的な道路ネットワークの形成(再掲)

施策 16 活力ある産業の推進

【基本計画事業】

商店街活性化の推進、調布市商工会事業の支援、中小企業・小規模事業者の支援

施策 18 都市農業の推進

【基本計画事業】

農業経営の支援、都市農地の保全・活用

施策 21 良好な市街地の形成

【基本計画事業】

都市計画マスタープランの運用

施策 24 安全で快適なみちづくり

【基本計画事業】

道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成,人と環境にやさしい道路の整備,道路施設等の総合的な管理の推進,橋りょうの計画的な維持・補修

【目標 6 】大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

施策 01 災害に強いまちづくり

【基本計画事業】

防災備蓄品の確保・充実,特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業,道路網計画に基づく 計画的な道路ネットワークの形成(再掲),下水道施設の機能維持(再掲)

施策 22 地域特性を生かした都市空間の形成

【基本計画事業】

駅前広場の整備,鉄道敷地の整備,面的整備手法を活用したまちづくりの促進,中心市街地に おける区画道路等の整備,交通環境の改善による駅周辺のまちづくり,深大寺地区におけるま ちづくりの推進

施策 23 良好な住環境づくり

【基本計画事業】

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業(再掲)

施策24 安全で快適なみちづくり

【基本計画事業】

中心市街地における区画道路等の整備(再掲),道路網計画に基づく計画的な道路ネットワーク の形成,人と環境にやさしい道路の整備,道路施設等の総合的な管理の推進,橋りょうの計画 的な維持・補修,交通計画等の検討

施策 29 快適な生活環境づくり

【基本計画事業】

下水道施設の機能維持

行革プラン

インフラマネジメントの推進

【目標7】制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

施策 01 災害に強いまちづくり

【基本計画事業】

防災市民組織の育成,災害情報システムの維持管理・充実,特定緊急輸送道路沿道建築物耐震 化促進事業,消防水利の整備・維持管理,消防団の対応能力の向上,住宅の耐震化の促進(再 掲),道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成(再掲),調布市避難行動要支援者 避難支援プランの推進

施策 02 防犯対策の推進

【基本計画事業】

地域での防犯パトロールの支援、犯罪抑止対策の推進

施策 18 都市農業の推進

【基本計画事業】

都市農地の保全・活用

施策 22 地域特性を生かした都市空間の形成

【基本計画事業】

鉄道敷地の整備、中心市街地における区画道路等の整備、交通環境の改善による駅周辺のまちづくり

施策 23 良好な住環境づくり

【基本計画事業】

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 (再掲),住宅の耐震化の促進,空き家等対策の推 進

施策24 安全で快適なみちづくり

【基本計画事業】

道路網計画に基づく計画的な道路ネットワークの形成

施策 27 水と緑による快適空間づくり

【基本計画事業】

公園・緑地、崖線樹林地の保全、公園・緑地等の整備、深大寺・佐須地域の里山、水辺環境の保全・活用

行革プラン

積極的な市政情報の提供

【目標8】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備するとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

施策 01 災害に強いまちづくり

【基本計画事業】

防災市民組織の育成,調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進,防災備蓄品の確保・充 実,災害情報システムの維持管理・充実,小・中学校施設の整備(再掲),下水道施設の機能維 持(再掲)

施策 02 防犯対策の推進

【基本計画事業】

地域での防犯パトロールの支援、犯罪抑止対策の推進

施策 05 学校教育の充実

【基本計画事業】

小・中学校施設の整備

施策 07 共に支え合う地域福祉の推進

【基本計画事業】

地域福祉コーディネーター事業の推進、福祉人材育成事業の推進

施策 08 高齢者福祉の充実

【基本計画事業】

地域包括支援センターの充実, 見守りネットワークの推進, 地域密着型サービスの整備, 特別 養護老人ホーム等の整備

施策 09 障害者福祉の充実

【基本計画事業】

障害児・者医療的ケア支援事業、障害者グループホームの整備

施策 15 地域コミュニティの醸成

【基本計画事業】

地区協議会の設立と支援、ふれあいの家の整備、市民活動支援センターの運営

施策 16 活力ある産業の推進

【基本計画事業】

商店街活性化の推進,中小企業・小規模事業者の支援,産業労働支援センターによる創業の支援

施策24 安全で快適なみちづくり

【基本計画事業】

道路施設等の総合的な管理の推進、地籍整備事業の推進

施策 25 総合的な交通環境の整備

【基本計画事業】

交通計画等の検討

施策 28 ごみの減量と適正処理

【基本計画事業】

ごみの減量と資源化, ごみの適正排出・適正処理の推進

施策 29 快適な生活環境づくり

【基本計画事業】

下水道施設の機能維持

施策 30 平和・国際交流施策の推進

【基本計画事業】

国際交流の促進

施策 31 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

【基本計画事業】

男女共同参画啓発・相談事業の実施

行革プラン

市民参加と多様な主体との連携・協働の推進、市民活動・地域コミュニティ活動に関する支援 の推進、コミュニティ施設の在り方検討

【参考②】施策に連動する主な個別計画一覧

【施策01】災害に強いまちづくり

- 調布市地域防災計画
- ・調布市避難行動要支援者避難支援プラン
- · 調布市災害廃棄物処理計画
- · 調布市耐震改修促進計画
- ・調布市橋りょう長寿命化推進計画
- · 調布市事業継続計画(地震編)
- ・調布市新型インフルエンザ等対策行動計画

【施策 04】子ども・子育て家庭の支援

・調布っ子すこやかプラン

【施策 05】学校教育の充実

- ・調布市教育プラン
- · 調布市学校施設整備方針

【施策 07】共に支え合う地域福祉の推進

• 調布市地域福祉計画

【施策 08】高齢者福祉の充実

• 調布市高齢者総合計画

【施策 09】障害者福祉の充実

• 調布市障害者総合計画

【施策 18】都市農業の推進

• 調布市農業振興計画

【施策 21】良好な市街地の形成

・調布市都市計画マスタープラン

【施策 22】地域特性を生かした都市空間の形成

- ・調布市中心市街地街づくり総合計画
- ・深大寺地区街なみ整備基本計画

【施策 23】良好な住環境づくり

・調布市住宅マスタープラン

【施策24】安全で快適なみちづくり

- •調布市道路網計画
- 調布市総合交通計画
- ・調布市バリアフリー基本構想
- ・調布市公共サイン整備方針

【施策 25】総合的な交通環境の整備

- · 調布市総合交通計画
- ・調布市バリアフリー基本構想
- · 調布市自転車等対策総合計画
- · 調布市自転車等対策実施計画改定版
- ・調布市自転車ネットワーク計画

【施策 26】地球環境の保全

- 調布市環境基本計画
- 調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

【施策27】水と緑による快適空間づくり

- ・調布市緑の基本計画
- · 調布市公園 · 緑地機能再編指針
- ・調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画

【施策28】ごみの減量と適正処理

· 調布市一般廃棄物処理基本計画

【施策 29】快適な生活環境づくり

- ・調布市下水道総合ビジョン
- 調布市下水道長寿命化計画

【施策 31】人権の尊重・調布市男女共同の形成

・調布市男女共同参画推進プラン

登録番号 (刊行物番号)

2020 - 278

調布市国土強靱化地域計画

発 行 日 令和3年3月

編集・発行 調 布 市

[事務局] 調布市総務部総合防災安全課

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1

電話 042-481-7111 (代表), 481-7346 (総合防災安全課)

ホームページ http://www.city.chofu.tokyo.jp

印 刷 庁内印刷